

2009年3月



三芳町食育推進計画



埼玉県三芳町

ごあいさつ

私たちがこころ豊かにそして毎日を元気に過ごすうえで「食」は欠かせないものであります。しかし私たちの「食」をめぐる現状は、ライフスタイルや価値観など食環境の急激な変化をはじめとした様々な要因により、危機的とも言うべき状況に至ったと考えられています。このような食をめぐる現状に対処し、健全な食生活を実践することができるように目指した取り組みが「食育」です。国は平成 17 年 7 月に食育基本法を施行し、翌年 3 月には食育推進基本計画を策定し食育の推進を行っております。

三芳町では、次世代を担う子どもの健やかな成長の支援、青年期や壮年期の生活習慣病対策、高齢期の老化予防である低栄養の問題等、健康づくりを支援する機会を充実してきました。これら健康増進事業の根幹となる「食」をさらに生産者・消費者等を含め積極的に推進するため、平成 20 年 10 月に三芳町食育推進検討会議を設置し、三芳町のよさを再発見し、共有し、伝えていくことを主眼においた検討を重ね三芳町食育推進計画をここに策定いたしました。

この計画の基本理念でもありますように、人から人へつなぎ、育て、伝える「食」を、住民の皆様とともに推進してまいりますので、皆様の深いご理解とご協力をお願いいたします。

結びにこの計画の策定にご尽力いただきました、三芳町食育推進検討会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 21 年 3 月

三芳町長 鈴木英美

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 食育推進の基本方針

- 1 食育の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 食育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 食育推進の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 数値指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第3章 食育推進の取り組み

- み みんなでつなぐ食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- よ よい習慣を育てる食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- し 食文化を伝える食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

参考資料

- 資料1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 資料2 三芳町食に関するアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・23
- 資料3 三芳町食育推進検討会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・48
- 資料4 食育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 資料5 食育推進基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

第1章 計画の基本的な考え方

1 趣旨

健康で豊かな人間性を育む上で健全な食生活は重要であり、このことはあらゆる世代において当てはまることであります。

町では町民の健康づくりに重要な「食」について、乳幼児健診や学校給食、生活習慣病対策といった健康づくり活動や教育支援など、様々なサポートを行ってきました。

しかしそれらの活動を上回る勢いで、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立つようになり、肥満や生活習慣病の増加、過度のやせ等の問題を引き起こしています。これらは日常生活において様々な要素が複合的に絡み合っており、起こっていますが、その中でも「食」は情報の氾濫や料理をする機会の減少等とあいまって、健全な生活の実現に欠かせない知識や判断力が低下していることも要因の一つであると考えられています。

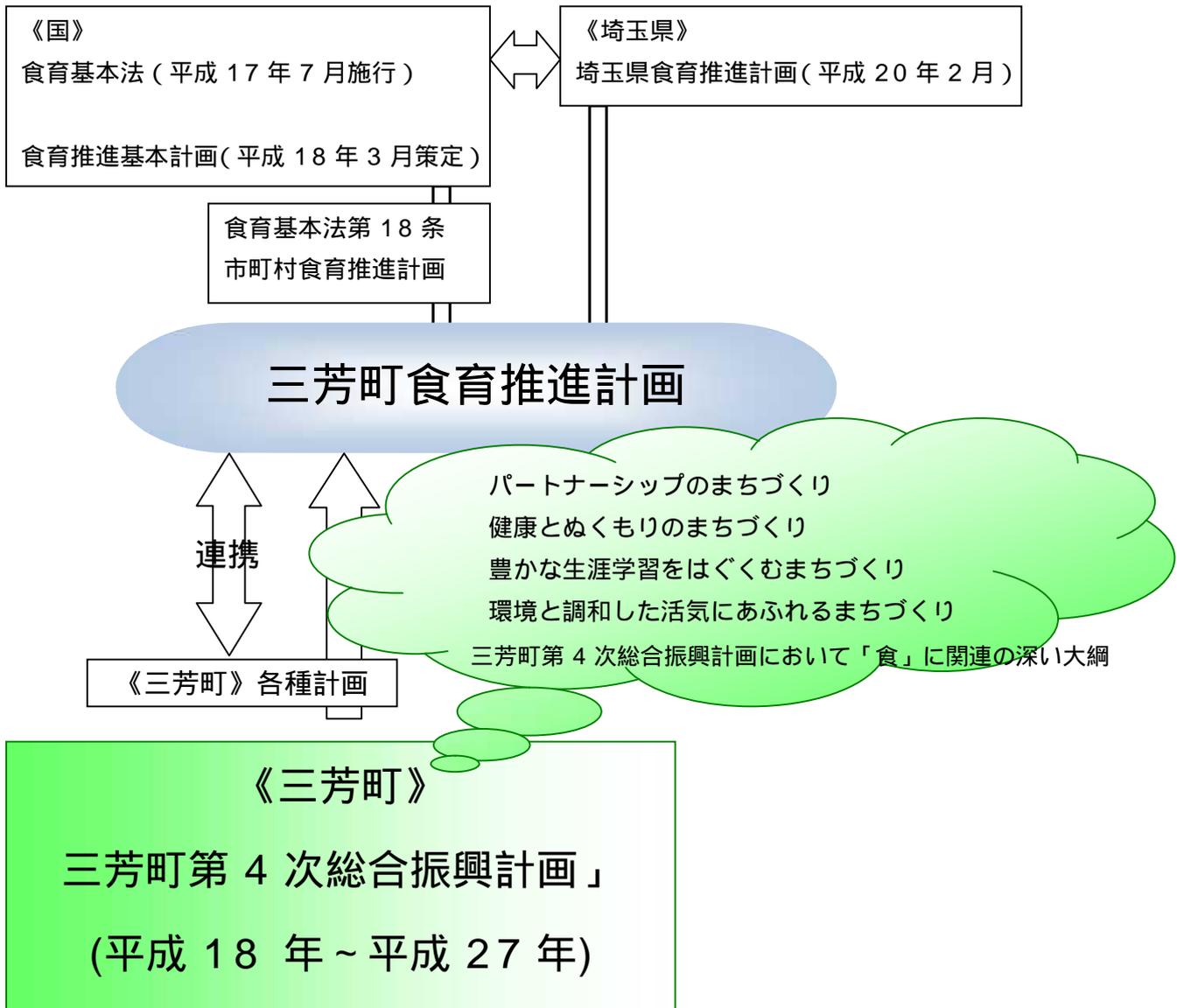
また昨今は、家族と一緒に暮らしている環境下において一人で食事をするいわゆる「孤食」や家族一緒に食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」が見受けられます。「食」は家族が同じものを食べ、食卓を囲むことで何気ない会話が生まれ、家族の健康状態を知ることができるなど、「食」を通じたコミュニケーションからは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられています。

さらに環境問題でもある食べ残しや食品廃棄など、生産者や調理者など関わった人への感謝や食べ物を大切にしている気持ちが薄れているといわれ、伝統的な文化である「食」は、「日本型食生活」の衰退とともに、その伝承が薄れていると考えられます。バランスの良い日本の食生活に世界が注目しているなか、私たちももう一度「日本型食生活」を考える必要があります。

こうした中で、町では平成17年7月に施行された食育基本法、さらに翌年3月に策定された食育推進基本計画に基づき、町民一人一人が健全な生活自ら実践できるように、「食」の正確な知識や的確な判断力を主体的に身に付け、心身の健康と豊かな人間形成を目指した公衆衛生活動の根幹となる「三芳町食育推進計画」を策定し総合的かつ計画的に推進するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画については、食育基本法(平成17年7月施行)及び食育推進基本計画(平成18年3月食育推進会議決定)に基づく市町村の食育推進計画として、町の総合的計画である「三芳町第4次総合振興計画」(平成18年～平成27年)の趣旨に沿い、各分野別計画との調和を図り策定するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても計画を適切に見直すものとします。

第2章 食育推進の基本方針

1 食育の基本理念

三芳町では、武蔵野の自然に恵まれた風土をいかし、食育を通じて一人一人がいきいきとしたところとからだをつくり、安心とぬくもりを実感できるくらしの実現を目指します。



2 食育の目標

三芳町では、食育の基本理念に基づき「み・よ・し」の頭文字をとり3つの柱を目標に食育を推進します。

み みんなでつなぐ食

「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かなこころを育てる。

- 1 食を通じたコミュニケーション
- 2 自然の恵み等への感謝・生産者等への感謝（教育ファームの推進）
- 3 「もったいない」という食べ物を大切にすること

よ よい習慣を育てる食

よい生活習慣を身につけるには、「食」のリズムやバランスなどを整え、的確な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。

- 4 食生活リズム
- 5 食生活・栄養のバランス
- 6 食品の安全性

し 食文化を伝える食

「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。

- 7 食文化

3 食育推進の展開

目標に向け町民と行政とが協働し、食育の推進を展開します。

み みんなでつなぐ食

「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かな心を育てる。

食は人と人が関わる大切な場であります。家庭での食卓では、親子、兄弟姉妹と食卓を囲むことで、人との関わりに安心感や信頼感が育まれます。さらに食料の生産は、自然の恵みから成り立ち、動植物の命（命の尊さ）を受け継ぎ、生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力により支えられていることを実感し、感謝の気持ちをもてる豊かなところを育てます。

1 食を通じたコミュニケーション

(1) 家族の団らんや食の楽しさの実感

- ・家庭での安心感など、食事中の会話の重要性についての普及、啓発
- ・孤食解消への普及、啓発

(2) 人と一緒に調理する楽しさ、食べる楽しさの実感・喜び

- ・家庭で一緒に調理する楽しさ・喜びへの意識を育てる支援
- ・仲間と食べる楽しさの実感・喜びの体験活動の推進

2 自然の恵み等への感謝・生産者等への感謝（教育ファームの推進）

(1) 教育ファームの充実

- ・栽培の苦労や楽しさ、収穫の感動や喜び、自然の恵みや生産者への感謝の気持ちができる体験活動の推進
- ・生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進

(2) 収穫した食材を生かした調理の実践・体験

- ・収穫した食材を生かした調理の実践・体験活動の推進

3 「もったいない」という食べ物を大切にすること

(1) 家庭や給食など食べのこしと食品廃棄を減らす

- ・生産者や調理者など関わった人への感謝や食べ物を大切にすることを育成

(2) 食事マナー・あいさつの習慣

- ・乳幼児健診や給食の場、各種事業等を通じて、食前食後の「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや姿勢、配膳、後片付け、箸の持ち方の理解を促し、食べ物を大切にすることを育成

よよい習慣を育てる食

よい生活習慣を身につけるには、「食」のリズムやバランスなどを整え、的確な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。

食に関する様々な情報から、自分にふさわしいものを選択し、生活していくことが大切です。栄養の偏りや不規則な食事からのつながりがふかい生活習慣病を予防し、さらに氾濫する食情報を捉え、適切な食習慣がわかる豊かなからだを育てます。

4 食生活リズム

(1) 規則正しい食生活リズム

- ・早ね・早おき・朝ごはん運動の推進
- ・各種乳幼児健診や講座などの開催を通じて、子どものころからの食生活支援を充実

(2) よくかむことやはみがきの大切さを実感

- ・よく噛んで食べること、しっかりと歯磨きすることの重要性についての普及、啓発

5 食生活・栄養のバランス

(1) 肥満や低栄養、偏食等を改善した健康の増進

- ・妊産婦、乳幼児期から栄養バランスの重要性についての普及、啓発
- ・食生活改善に向けた保健指導や健康相談、健康教室などの充実

(2) 食材、調理方法の適切な選択による調理

- ・日本型食生活をはじめとした、栄養バランスのとれた献立の普及、啓発と栄養、健康情報の提供および料理教室等の開催

6 食品の安全性

(1) 食品表示に関する知識の普及啓発

- ・食品表示や安全性に関する栄養・健康情報の発信



し

食文化を伝える食

「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。

豊かな自然に恵まれ、四季折々の様々な食材に恵まれ、伝統的な行事や作法と結びついた食文化を学び伝え、風土に根ざした食文化の形成から豊かな地域を育てます。

7 食文化

(1) 郷土料理、行事食などの日本型食生活

- ・日本型食生活を大切にしたい給食の提供
- ・地域の特色を生かした農村文化の伝承、普及

(2) 四季折々、旬の食材のおいしさを実感

- ・旬の農産物の情報の提供と体験活動の推進
- ・生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進

(3) 町産農産物に関する情報、供給・消費の拡大

- ・町農産物の普及、啓発に向けたイベントの開催、情報の発信
- ・地場産の食材をとり入れた給食の提供



4 数値指標

構成	現状値	目標指標	データソース
食育に関心をもっている割合の増加 (関心がある・どちらかといえば関心がある)	78.7%	90%	【問 11】
食を通じたコミュニケーションの充実			
食を通じたコミュニケーションの充実 (必ずしている)	14.1%	25%	【問 19 (イ)】
食育推進の重点分野としての認識	25.2%	40%	【問 15】
自然の恩恵等への感謝・生産者等への感謝			
教育ファーム	0	5校	
「もったいない」という食べ物を大切にすること			
食べ残しの努力(必ずしている)	52.2%	70%	【問 8】
食事に関するマナー(必ずしている)	45.8%	70%	【問 7】
「いただきます」「ごちそうさま」のあいさ つ(必ずしている)	45.8%	70%	【問 7】
食生活リズム			
朝食をほとんど食べない割合			} 平成 18 年 3 月三芳町養 護教諭部会アンケート
小学生 5 年生	3.8%	1%未満	
中学生 2 年生	7.3%	1%未満	
20~39 歳	12.5%	10%未満	
食生活・栄養のバランス			
食事バランスガイド(参考にしている人)	31.7%	50%以上	【問 16】
内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)を認知 (言葉も内容も知っている)	50.2%	80%	【問 18】
食文化			
行事食を伴う伝統的な行事回数(7回以上)	22.4%	40%	【問 27】
地場産農産物の認知			【問 27】
さつまいも	83.5%	100%	
ほうれん草	74.3%	90%	
かぶ	54.3%	70%	

データソースにアンケート名の記入がない場合は三芳町食に関するアンケート調査結果(平成 20 年 3 月)を用いている。

第3章 食育推進の取り組み

各指標を達成するための具体的取り組み（例）や事例をもとに食育推進の取り組みを進めていきます。

み みんなでつなぐ食

「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かな心を育てる。

1 食を通じたコミュニケーション

(1) 家族の団らんや食の楽しさの実感

- ・家庭での安心感など、食事中の会話の重要性についての普及、啓発
- ・孤食解消への普及、啓発

(2) 人と一緒に調理する楽しさ、食べる楽しさの実感・喜び

- ・家庭で一緒に調理する楽しさ・喜びへの意識を育てる支援
- ・仲間と食べる楽しさの実感・喜びの体験活動の推進

〔具体的な取り組み（例）〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
食育だよりの発行	食育に関する様々な内容を取り上げたたよりを作成し情報の発信を行う。	保育所・小中学校 乳幼児健診対象者、一般 三芳町食育推進栄養連絡会
学校保健委員会	校医や栄養士による、子どもの成長と食生活など食に関する様々な内容を学ぶ。	PTA 保護者（在校生） 各小中学校
お楽しみ昼食	夏休み期間等に子どもたちと一緒に昼食づくりをして食べる。	全学童保育児 学童保育室
給食（昼食）の提供	給食（昼食）やおやつ場を通じて一緒に食べる楽しさや喜びを実感。	保育所・小中学校 各小中学校・給食センター・保育所
乳幼児健診等母子保健事業	乳幼児健診時や母子健康教育等において、食を通じたコミュニケーションの重要性の情報を発信。	乳幼児健診対象者 保健センター

〔具体的な取り組み（例）〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
地域での食活動の推進	地域での孤食解消に向けた取り組みを推進。	
	一般	社会福祉協議会・ボランティア組織
ボランティア組織の育成	食育ボランティア等を養成、育成し地域の食育活動の推進をはかる。	
	一般	社会福祉協議会・保健センター



「食事バランスガイド」は、健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成 12 年 3 月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成 17 年 6 月に農林水産省と厚生労働省により決定されました。「食事の基本」を身につけるための望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示しています。

コマのイラストにより、一日分の食事を表現し、これらの食事のバランスが悪いと倒れてしまうことを表現しています。あなたのコマはうまくまわっているでしょうか？

農林水産省ホームページより http://www.maff.go.jp/j/balance_guide/b_about/index.html#a1

2 自然の恵み・生産者等への感謝（教育ファームの推進）

（1）教育ファームの充実

- ・栽培の苦勞や楽しさ、収穫の感動や喜び、自然の恵みや生産者への感謝の気持ちが理解できる体験活動の推進
- ・生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進

（2）収穫した食材を生かした調理の実践・体験

- ・収穫した食材を生かした料理教室等の体験活動の推進、

〔具体的な取り組み（例）〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
野菜づくりにチャレンジ （野菜を植えよう） （野菜を調理しよう）	地元の環境に適した野菜づくりを通して食への関心を高め、栽培した野菜を使って料理を行う。	児童 児童館
野菜の栽培・収穫体験	野菜の栽培、収穫、調理体験、農家での収穫体験を通じて食への関心を高める。	乳幼児 保育所・地域農家
竹の子エコクラブ活動 （週末支援事業）	栽培したさつまいも等を材料に使った料理をつくる。 もちつき大会の実施。	町内小中学生及びサポーター エコクラブサポーター・竹間沢公民館
子どもフェスティバル	子どもフェスティバルの各コーナーでのうどんづくり等の実践。	幼児・小中学生 子どもフェスティバル実行員会
バケツ稲講座	栽培し収穫した米を調理し、食べる講座。	小学生 各小学校
栽培・収穫体験	稲や野菜、さつまいも等を学校農園やバケツ等で栽培し、収穫の体験をする。（一部収穫後料理）	小学生 各小学校



3 「もったいない」という食べ物を大切にすること

(1) 家庭や給食など食べのこしと食品廃棄を減らす

- ・生産者や調理者など関わった人への感謝や食べ物を大切にすることを育成

(2) 食事マナー・あいさつの習慣

- ・乳幼児健診や給食、各種事業等を通じて、食前食後の「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや姿勢、配膳、後片付け、箸の持ち方の理解を促し、食べ物を大切にすることを感謝の気持ちを育成

〔具体的な取り組み(例)〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
給食の提供	給食を通じて、食事マナーや関わった人への感謝や食べ物を大切にすることを育成する。	
	保育所・小中学生	各小中学校・給食センター・保育所
給食週間の実施	様々な情報を発信し、給食に感謝して食べる気持ちを育む。	
	小中学生	各小中学校
食育だよりの発行	食育に関する様々な内容を取り上げ、たよりを作成し情報の発信を行う。	
	保育所・小中学生 乳幼児健診対象者・一般	三芳町食育推進栄養連絡会
おやこ料理教室	親子で調理実習の体験をし食の大切さを学ぶ。	
	一般	三芳町食生活改善推進員協議会
乳幼児健診等母子保健事業	乳幼児健診時や母子健康教育等において、「もったいない」という食べ物を大切にすることを理解を促し、感謝の気持ちを育む。	
	乳幼児健診等対象者	保健センター



よ

よい習慣を育てる食

よい生活習慣を身につけるには、「食」のリズムやバランスなどを整え、的確な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。

4 食生活リズム

(1) 規則正しい食生活リズム

- ・早ね・早おき・朝ごはん運動の推進
- ・各種乳幼児健診や講座など開催を通じて、子どものころからの食生活支援を充実

(2) よくかむことやはみがきの大切さを実感

- ・よく噛んで食べること、しっかりと歯磨きすることの重要性についての普及、啓発

〔具体的な取り組み(例)〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
乳幼児健診等母子保健事業	乳幼児健診時や母子健康教育等において、子どもの頃から規則正しい生活リズムの重要性についての普及啓発。 乳幼児健診等対象者	保健センター
給食委員会や学級活動	給食委員会や各学級の活動から、心身の健やかな成長のために大切な生活リズムについて考える (早ね・早おき・朝ごはん運動の推進)	小中学生 各小中学校
歯科ブラッシング	幼児健診や健康講座のブラッシング指導を通じて、よく噛むことや口の中の手入れ(歯磨き等)の重要性についての普及啓発	保育所・幼稚園・小中学生・一般 各施設・保健センター



5 食生活・栄養のバランス

(1) 肥満や低栄養、偏食等を改善した健康の増進

- ・妊産婦、乳幼児期から栄養バランスの重要性についての普及、啓発
- ・食生活改善に向けた保健指導や健康相談、健康教室などの充実

(2) 食材、調理方法の適切な選択による調理

- ・日本型食生活をはじめとした、栄養バランスのとれた献立の普及、啓発と栄養、健康情報の提供および料理教室等の開催

〔具体的な取り組み(例)〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
生活習慣病予防教室	栄養や運動に関する講座、調理実習の実施。	
	一般	保健センター
健康相談 (特定保健指導等)	各々にあった栄養のバランスについて、相談できる場の提供。	
	国保被保険者・一般	住民課・保健センター
介護予防事業	介護予防事業で、管理栄養士等による低栄養予防についての情報を発信	
	65歳以上高齢者	高齢者支援課
食事バランスガイドの普及啓発	健康教室やイベントで、食事バランスガイドの普及啓発を行い栄養、健康情報の提供を行う。	
	一般	関係機関
健康講座 男性のための料理講習会等	ボランティア組織による肥満予防講習会や男性のための料理講習会の実施	
	一般	三芳町食生活改善推進員協議会
ホームページを利用した 栄養情報・レシピの紹介	町のホームページを活用し、学校給食や保育所給食のレシピを紹介し、栄養・健康情報の提供を行う。	
	一般	三芳町食育推進栄養連絡会
献立表・レシピの配布 展示食	レシピ、栄養メモ等を掲載した予定献立表の配布。	
	保育所・小中学生	保育所・学校給食センター
学校保健委員会 家庭教育学級	校医や栄養士による、肥満等の予防に関する内容を学ぶ	
	乳幼児健診対象者	保健センター

6 食品の安全性

(1) 食品表示に関する知識の普及啓発

- ・食品表示や安全性に関する栄養・健康情報の発信

〔具体的な取り組み（例）〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
給食センター見学	給食の仕組みや食の安全性について理解を深める。	
	小中学生	学校給食センター
安全な給食の運営	安全な給食運営をこころがけ、地場産の野菜を取り入れるなど、安心な食材を使用する。	
	保育所乳幼児・小中学生	学校給食センター・保育所
ホームページや広報を活用した情報の発信	町のホームページや広報を活用し、食品表示等の健康情報の発信。	
	一般	三芳町食育推進栄養連絡会



し

食文化を伝える食

「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。

7 食文化

(1) 郷土料理、行事食などの日本型食生活

- ・日本型食生活を大切にした給食の提供
- ・地域の特色を生かした農村文化の伝承、普及

(2) 四季折々、旬の食材のおいしさを実感

- ・旬の農産物の情報提供と体験活動の推進
- ・生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進

(3) 町産農産物に関する情報、供給・消費の拡大（地産地消）

- ・町農産物の普及、啓発に向けたイベントの開催、情報の発信
- ・地場産の食材をとり入れた給食の提供

〔具体的な取り組み（例）〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
三芳町産業祭	農業及び商工業の振興をはかり、地場産野菜等の情報を発信する。	一般 産業祭実行委員会
ふるさとの味伝承士推薦	伝統的食生活技術を有する農業者を「ふるさとの味伝承士」として県へ推薦し、地域の特色を生かした農村文化の伝承を普及する。	伝統的食生活技術を有する農業者 問い合わせ：産業振興課
郷土・伝統料理を楽しむ授業	高齢大学の授業にて、郷土料理や伝統料理を楽しむ内容をプログラム。	高齢大学受講者 公民館
さつまづくり教室	1年間をかけてさつまいも生産に関する文化や歴史を学ぶ。	一般成人 生涯学習課
ジュニア三富塾	三芳町の歴史や文化を学ぶ。	児童・生徒 生涯学習課

〔具体的な取り組み（例）〕

《事業名》	《事業内容》	
	《対象者》	《実施主体》
茅葺民家塾	三芳町の歴史や文化を学ぶ。	
	一般成人	産業祭実行委員会
地場産の食材を取り入れた給食	4Hクラブ等より、地場産の食材を取り入れた給食の提供。	
	保育所乳幼児	保育所
手づくりみそづくり	みそが出来るまでを体験し食文化を学ぶ。	
	一般	三芳町食生活改善推進員協議会
わくわくカーニバル	子どもたちが児童館で栽培した野菜やいもを使い、食生活改善推進員等ボランティアによる調理。 (豚汁、ふかし芋の提供)	
	地域住民	北永井児童館
町民文化祭・文化協会祭	食生活改善推進員による食情報の提供。	
	一般	三芳町食生活改善推進員協議会



地産地消

地産地消は、地域の消費者ニーズを的確に捉えて生産を行う取組と、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組の両面を持つものであり、地産地消の取組を推進することにより、消費者と生産者との「顔が見え、話ができる」関係の構築、国民全体で生産と消費の関わりや伝統的な食文化等の食や農についての認識を深める機会の提供、地域の農業と関連産業の活性化などの効果が期待されます。

農林水産省ホームページより http://www.maff.go.jp/chisanchisyo/jissen_plan.html

第4章 計画の推進

1 計画の推進

食育の効果的な推進に取り組むよう、「三芳町食育推進検討会議」を中心とし、町民や各種団体、民間事業所、大学等研究機関などと行政とが協働で本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画に実効性をもたせるために、計画指標の達成状況については「三芳町食に関するアンケート調査」をはじめ、関連部署が行うアンケート調査、各種計画の評価及び関係機関等による食育推進を目的とした事業の遂行状況などで現状を把握します。さらに「三芳町食育推進検討会議」において、取り組みの進行状況の確認、評価を行い効果的な食育の推進を検討します。



参考資料

資料 1 計画策定の経過

この食育推進計画は、「三芳町食育推進栄養連絡会」にて得た情報をもとに、「三芳町食育推進検討会議」が検討を行い平成21年3月に決定いたしました。

期 日	会議名等	主な内容
平成18年8月	第1回三芳町食育推進栄養連絡会	食育に関する各施設の現状と課題の検討
9月	第2回三芳町食育推進栄養連絡会	
10月	第3回・第4回三芳町食育推進栄養連絡会	総合振興計画・各種計画との関連検討
12月	第5回三芳町食育推進栄養連絡会	庁内に現存する「食」に関する調査結果等の情報収集
平成19年1月	第6回三芳町食育推進栄養連絡会	
3月	第7回三芳町食育推進栄養連絡会	計画の策定日程などの検討
5月	第8回・第9回三芳町食育推進栄養連絡会	
8月	第10回三芳町食育推進栄養連絡会	食に関するアンケート調査概要の検討
9月	第11回三芳町食育推進栄養連絡会	
平成20年1月	第12回・第13回 三芳町食育推進栄養連絡会	食に関するアンケート調査内容の検討
3月	三芳町食に関するアンケート調査実施	
6月	第14回～第16回 三芳町食育推進栄養連絡会	食に関するアンケート調査結果の検討 庁内食に関する事業の情報収集の検討
8月	第17回・第18回 三芳町食育推進栄養連絡会	庁内・小中学校「食」に関する事業調査の検討
9月	庁内「食」に関する事業調査の実施	
10月	第19回三芳町食育推進栄養連絡会	庁内「食」に関する事業調査結果の検討
	第1回三芳町食育推進検討会議	理念及び枠組みの検討
	第1回庁内食育推進関連担当課会議	枠組みの検討
11月	小中学校「食」に関する事業調査の実施	
12月	第2回三芳町食育推進検討会議	計画原案の検討
平成21年1月	第20回三芳町食育推進栄養連絡会	最終案の作成
	第21回三芳町食育推進栄養連絡会	
2月	第2回庁内食育推進関連担当課会議	最終案の検討
	第3回三芳町食育推進検討会議	最終案の検討・承認
2月24日～3月23日	パブリックコメント募集	
3月	計画の決定	
4月	計画の実施	

〔三芳町食育推進検討会議委員〕（平成20年10月～平成22年9月）

五十音順 敬称略

	氏名	所属・役職
	浅海 伊佐男	三芳町社会福祉協議会 事務局長
	木田 正美	学校長代表 藤久保小学校長
	澤登 智子	所沢保健所 保健予防推進担当 担当部長
	鈴木 健司	三芳町 PTA 連合会代表
	田村 聡季	生産者 4Hクラブ代表
会長	羽鳥 あき	住民代表 三芳町食生活改善推進員協議会 会長
	船津 貞夫	三芳町食品衛生協会 副会長
	松岡 妙子	有識者（栄養士）
	村上 則雄	三芳町商工会 事務局長
副会長	山田 あつ子	住民代表

〔三芳町食育推進関連担当課〕

課名	課名	課名
総合政策室	住民課	こども家庭課
高齢者支援課	産業振興課	学校教育課（学校代表）
生涯学習課	スポーツ振興課	学校給食センター
公民館	図書館	歴史民俗資料館
健康福祉課保健センター（事務局）		

は作業部会

三芳町食育推進栄養連絡会

食育の幅広い推進を図る基盤として、平成18年8月より三芳町保健センター・三芳町学校給食センター・第一保育所の管理栄養士・栄養士が情報を共有し、様々な検討会や委員会と連絡を密にし、情報の収集や発信を行っています。平成20年度から公設民営の「桑の実三芳保育園」も加わりました。

資料2 三芳町食に関するアンケート調査結果

調査の概要

1. 調査目的

三芳町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、「食育」の推進が必要であり、住民の食育に対する実態や要望・意見を把握し、総合的・計画的に施策を進めていく基礎資料とする。

2. 調査項目

- (1) 日頃の食生活について
- (2) 食育について
- (3) 郷土料理、伝統食について
- (4) 地産地消、町の農産物について
- (5) その他

3. 調査の設計

- (1) 調査地域 三芳町全域
- (2) 調査対象 20歳以上の男女
- (3) 標本数 全1,499人

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
男性	150人	150人	150人	200人	100人
女性	150人	149人	150人	200人	100人

- (4) 抽出方法 平成20年1月1日現在、住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配付 - 郵送回収法（催告ハガキ なし）
- (6) 調査期間 平成20年3月10日～平成20年3月24日
- (7) 調査機関 三芳町健康福祉課保健センター

4. 回収結果

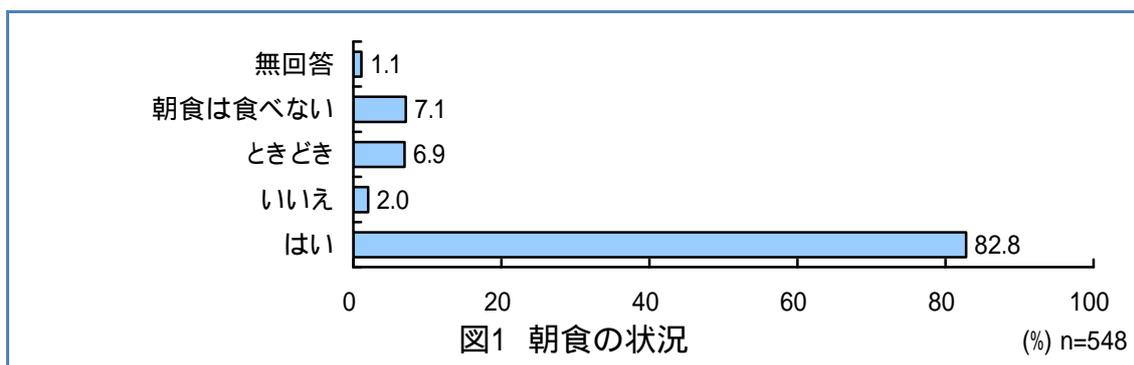
- (1) 有効回収数（率） 548人（36.6%）

(2) 性・年齢別回収結果

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	無回答	合計
男性	24人	26人	31人	36人	27人	0人	194人
女性	34人	54人	73人	65人	38人	0人	325人
無回答	0人	0人	0人	0人	0人	29人	29人
合計	56人	80人	104人	101人	65人	29人	548人

問1 朝食はおいしく食べられますか。(1つに)

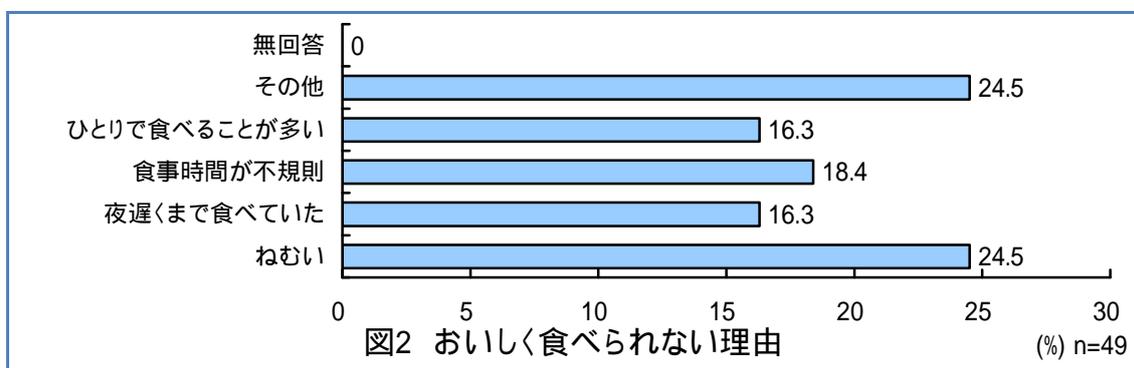
朝食をおいしく食べているについて、「はい」は82.8%、「食べない」は7.1%だった。また「いいえ」「ときどき」を合わせると8.9%だった。



問1で「2. いいえ」「3. ときどき」と答えた方にお聞きします。

問2 おいしく食べられない理由は何ですか。(1つに)

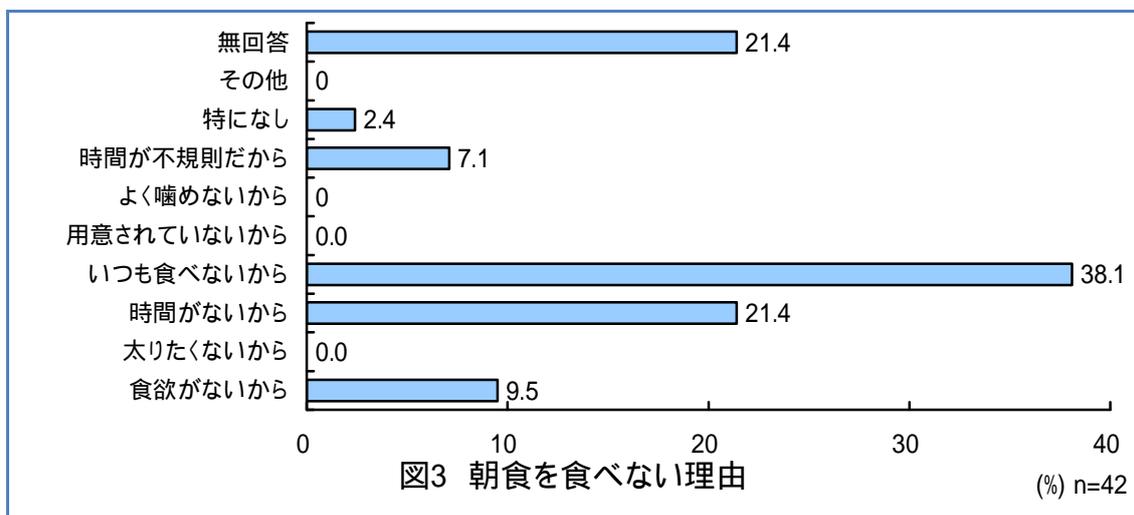
おいしく食べられない理由について、「ねむい」(24.5%)、「食事時間が不規則」(18.4%)の順に多い。「その他」の項目は、「時間がないから」「ゆっくりできないから」という回答が得られた。



問1で「朝食は食べない」と答えた方にお聞きします。

問3 朝食を食べない理由は何ですか。(1つに)

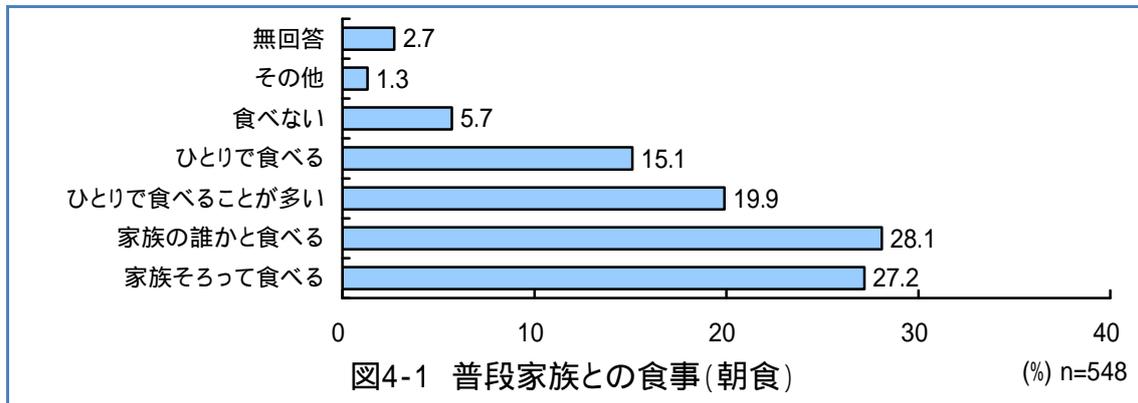
朝食を食べない理由について、「いつも食べないから」(38.1%)、「時間がないから」(24.1%)の順に多い。「太りたくないから」「朝食が用意されていないから」「よく噛めないから」は回答がなかった。



問4 ふだん家族と食事をしていますか。(と それぞれ1つに)

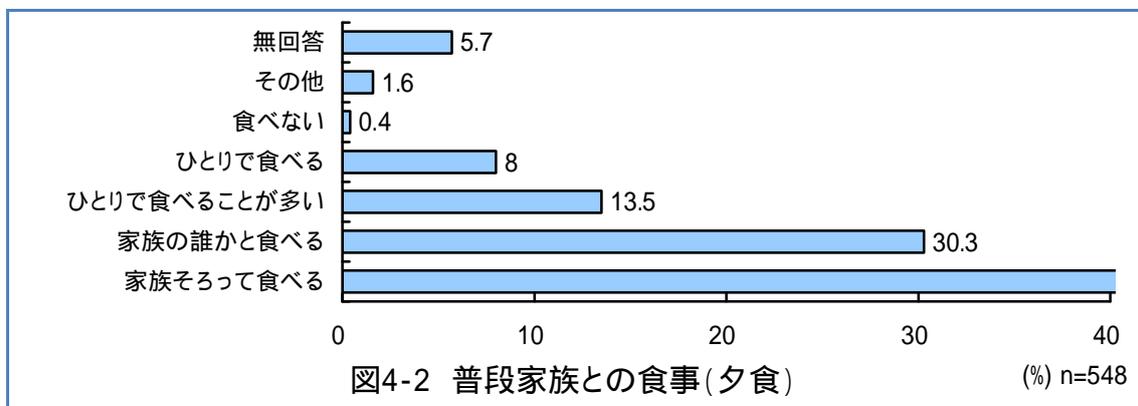
朝食

家族との食事について朝食は、「家族の誰かと食べる」(28.1%)、「家族そろって食べる」(27.2%)の順に多い。「ひとりで食べることが多い」と「ひとりで食べる」を合わせると35.0%だった。



夕食

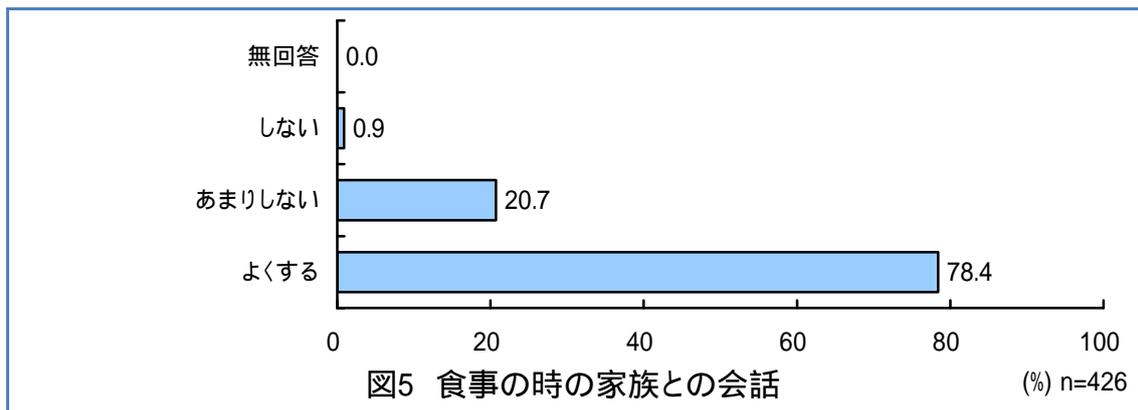
家族との食事について夕食は、「家族そろって食べる」(40.5%)、「家族の誰かと食べる」(30.3%)の順に多い。「ひとりで食べるが多い」と「ひとりで食べる」を合わせると21.5%だった。



問4の と で「1.家族そろって食べる」「2.家族の誰かと食べる」と答えた方にお聞きします。

問5 あなたは食事のときに家族と会話をしますか。(1つに)

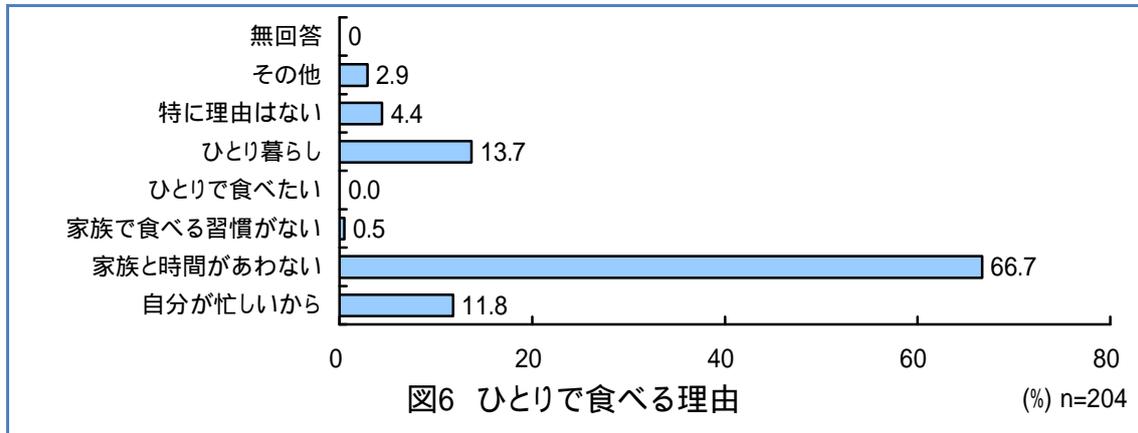
家族との会話について、「よくする」は78.4%で、「あまりしない」は21.6%だった。また「しない」は0.9%だった。



問4で「3. ひとりで食べることが多い」「4. ひとりで食べる」と答えた方にお聞きします。

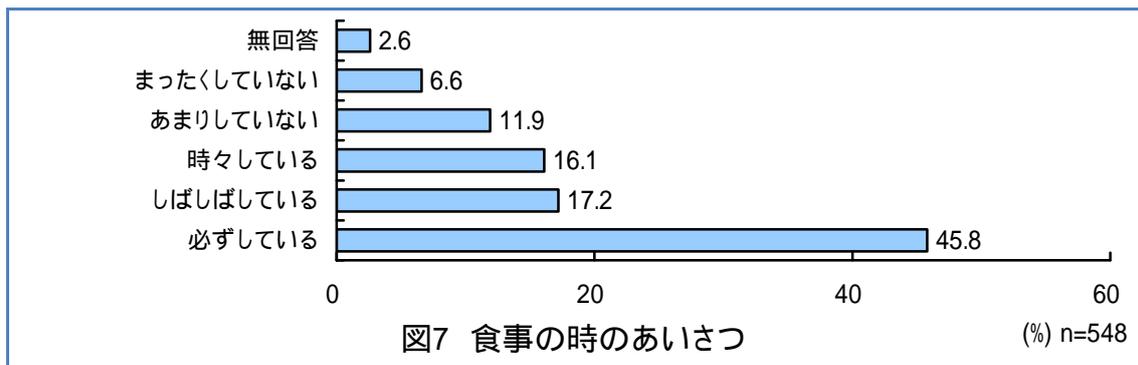
問6 その主な理由はなんですか。(1つに)

「ひとりで食べるが多い」「ひとりで食べる」の理由について、「家族との時間があわないから」が66.7%を占めている。



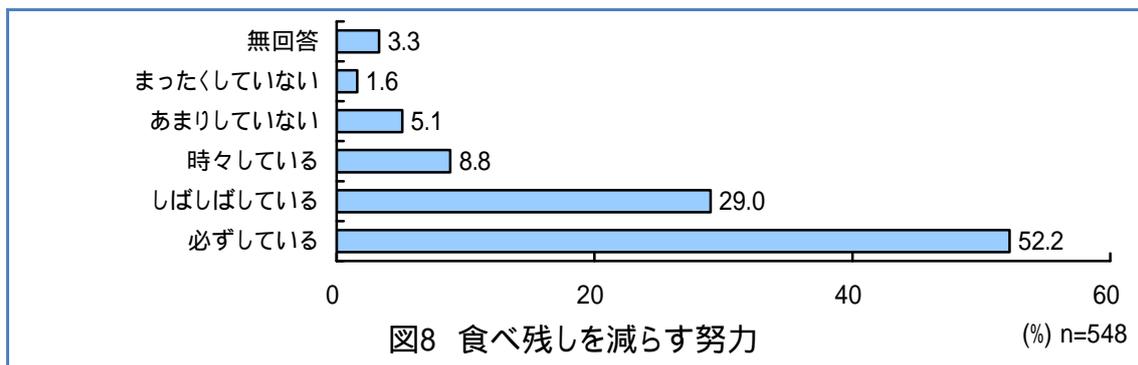
問7 あなたは食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。(1つに)

食事のときのあいさつについて「必ずしている」は45.8%だった。「あまりしていない」「まったくしていない」を合わせると18.5%だった。



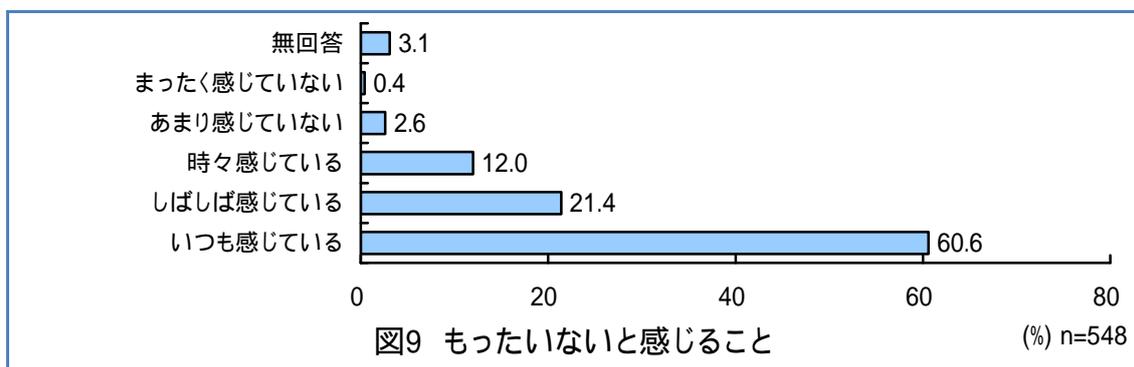
問8 あなたは、食べ残しを減らす努力をしていますか。(1つに)

食べ残しを減らす努力について、「必ずしている」は52.2%だった。「あまりしていない」「まったくしていない」を合わせると6.7%だった。



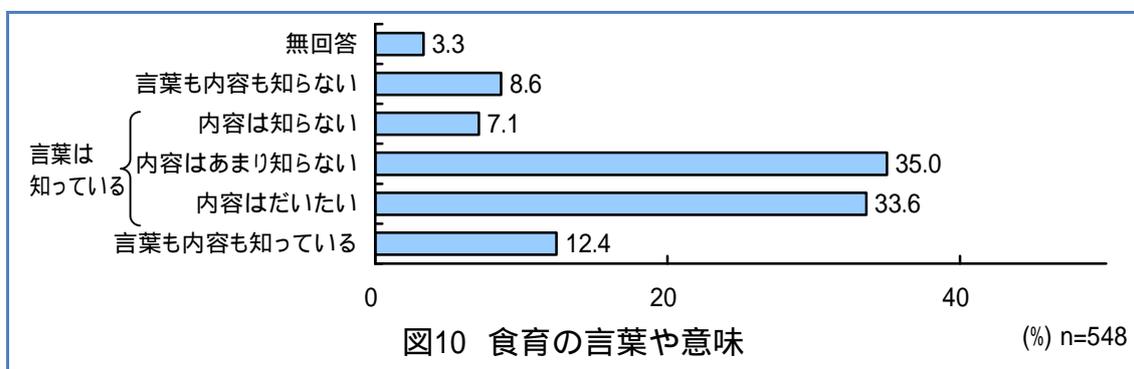
問9 食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄が発生していることに関して、日ごろから「もったいない」と感じることはありますか。(1つに)

もったいないと感じることについて、「いつも感じている」は60.6%だった。「あまり感じていない」「まったく感じていない」を合わせると3.0%だった。



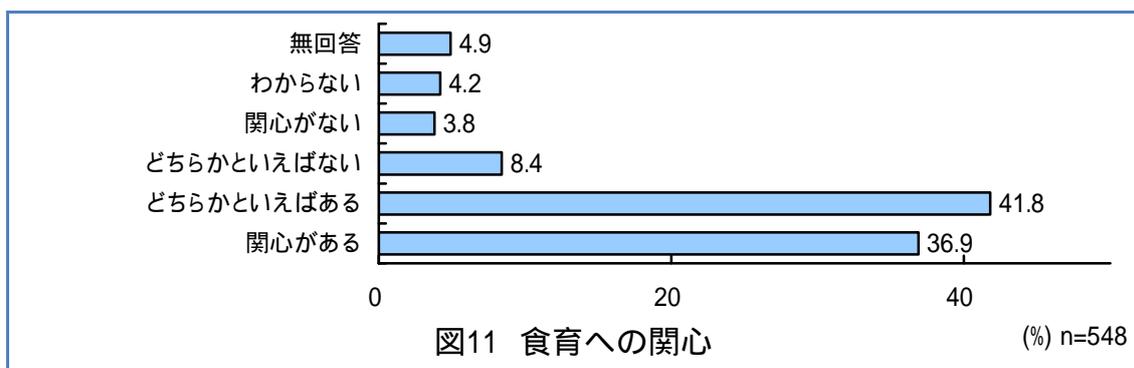
問10 あなたは「食育」という言葉やその意味を知っていますか。(1つに)

食育の言葉や意味について、「言葉」を知っているは88.1%だった。また「内容も知っている」「大体知っている」を合わせると46.0%だった。



問11 あなたは、「食育」に関心がありますか。(1つに)

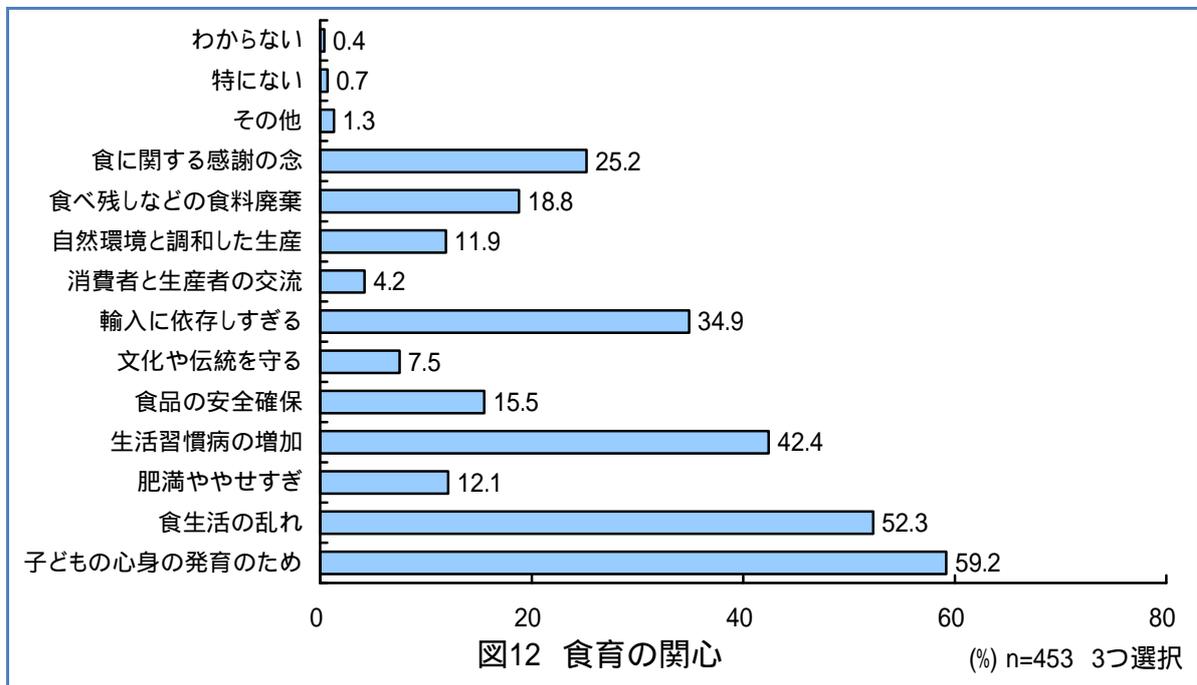
食育への関心について、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせると78.7%だった。



問 11 で「1.関心がある」「2.どちらかといえば関心がある」と答えた方にお聞きします。

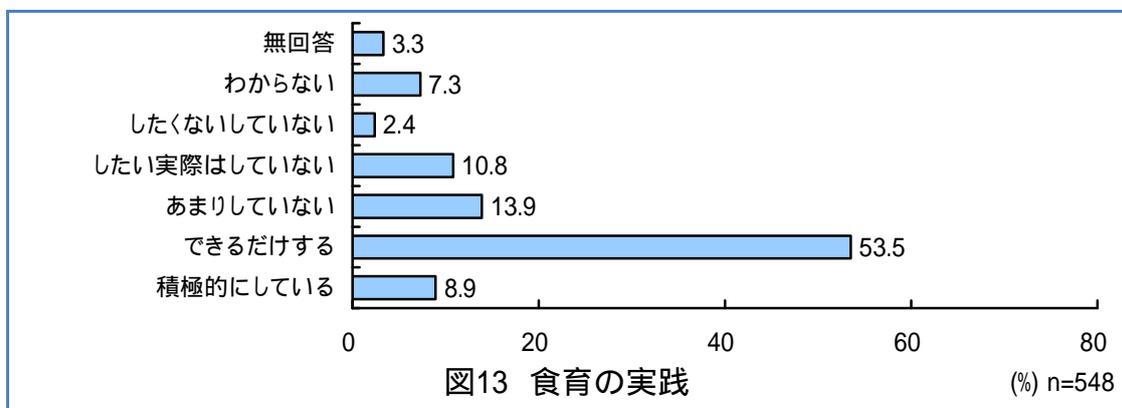
問 1 2 あなたが「食育」に関心がある理由は何ですか。(この中から 3 つまで)

問 11 で「1.関心がある」「2.どちらかといえば関心がある」への回答者に行った食育の関心について、「子どもの心身の発育のために必要だから」(59.2%)、「食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)が問題になっているから」(52.3%)、「生活習慣病(がん、糖尿病等)の増加が問題になっているから」42.4%の順に多い。また「消費者と生産者の間の交流や信頼が足りないと思うから」は4.2%、「食にまつわる地域の文化や伝統を守ることが重要だから」は7.5%だった。



問 1 3 あなたは、日頃から「食育」を何らかの形で実践していますか。(1つに)

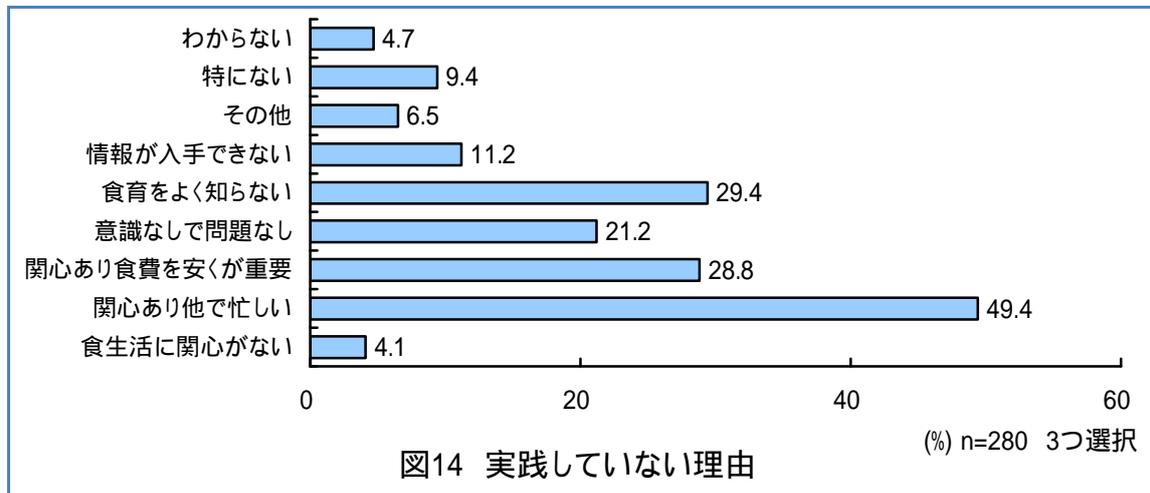
食育の実践について、「積極的にしている」と「できるだけするようにする」を合わせると 62.4% だった。



問 13 で「3.あまりしていない」「4.したいと思っているが、実際にはしていない」「5.したいと思わないし、していない」と答えた方にお聞きします。

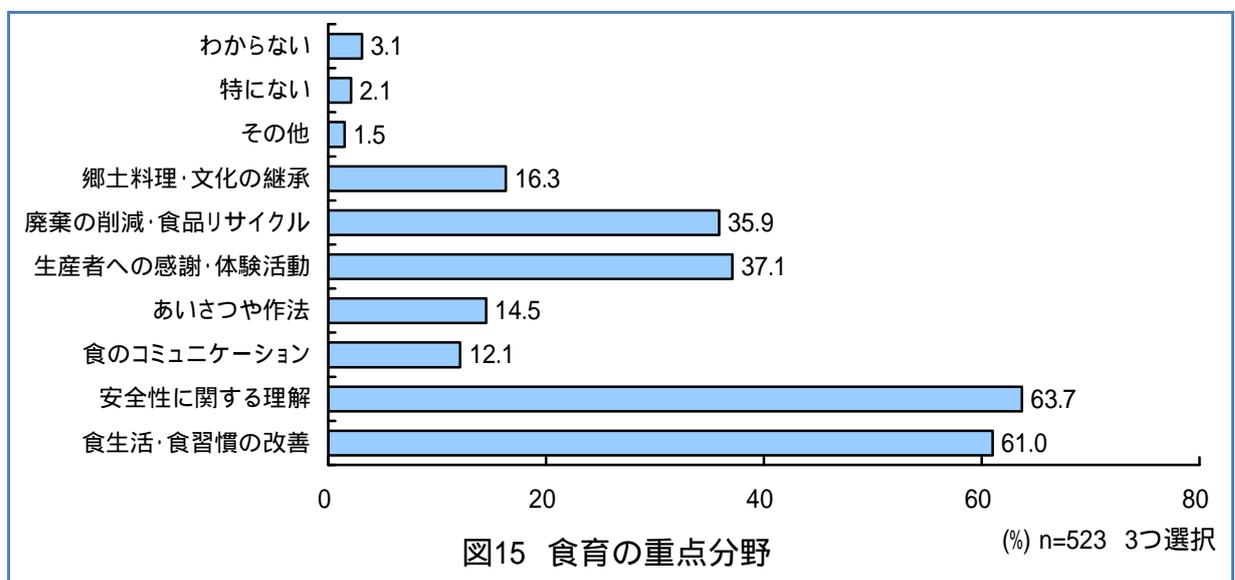
問 14 あなたが「食育」を実践していない理由はなんですか。(この中から3つまで)

問13で「3.あまりしていない」「4.したいと思っているが、実際にはしていない」への回答者に行った食育の実践について、「食事や食生活への関心はあるが、他のこと(仕事、趣味等)で忙しいから」(49.4%)、「食育自体についてよく知らないから」(29.4%)、「食事や食生活への関心はあるが食費を安くすることの方が重要だから」(28.8%)の順に多い。また「自分や家族の食事や食生活に関心がないから」は4.1%だった。



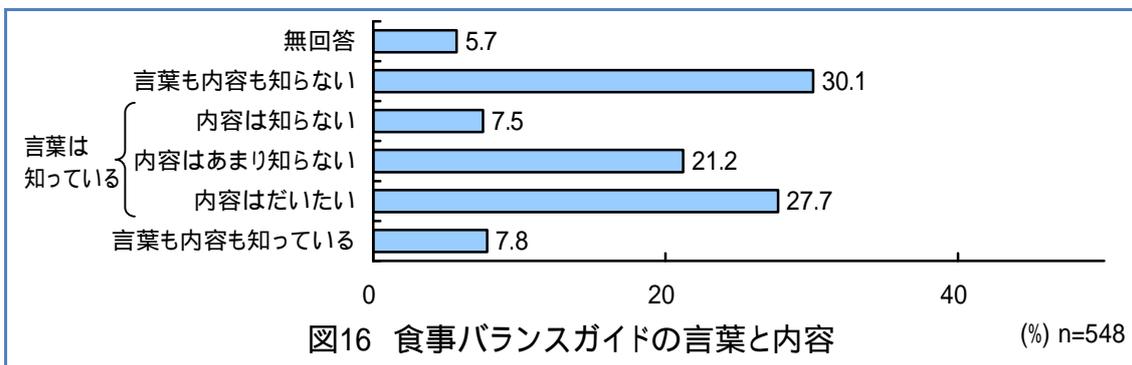
問 15 食育には様々な内容が含まれますが、どの分野を重点的に取り組んだらよいと思いますか。(あてはまるもの3つまでに)

食育の重点分野について、「食品の安全性に関する理解」(63.7%)、「食生活・食習慣の改善」(61.0%)の順に多い。また「食事に関するあいさつの励行や作法の習得」(14.5%)、「郷土料理、伝統料理等の優れた食文化の継承」(16.3%)だった。



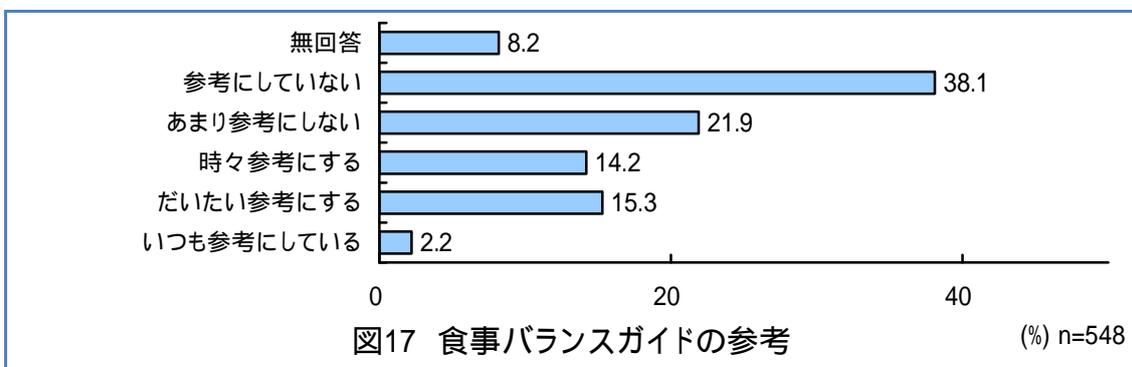
問16 あなたは「食事バランスガイド」という言葉やその内容を知っていますか。(1つに)

食事バランスガイドの言葉と内容について、「言葉」を知っているのは64.2%だった。また「内容も知っている」、「大体知っている」を合わせると35.5%だった。



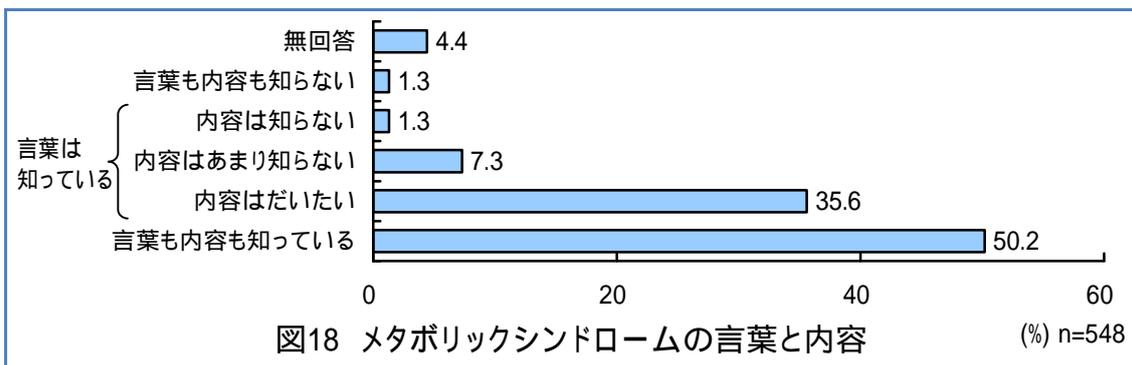
問17 あなたは、日ごろの健全な食生活を実践するため、「食事バランスガイド」等を参考にしていますか。(1つに)

食事バランスガイドについて、「参考にしていない」(38.1%)、「あまり参考にしていない」(21.9%)の順に多い。また「いつも参考にしている」は2.2%だった。



問18 あなたは、「メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)」という言葉やその意味を知っていますか。(1つに)

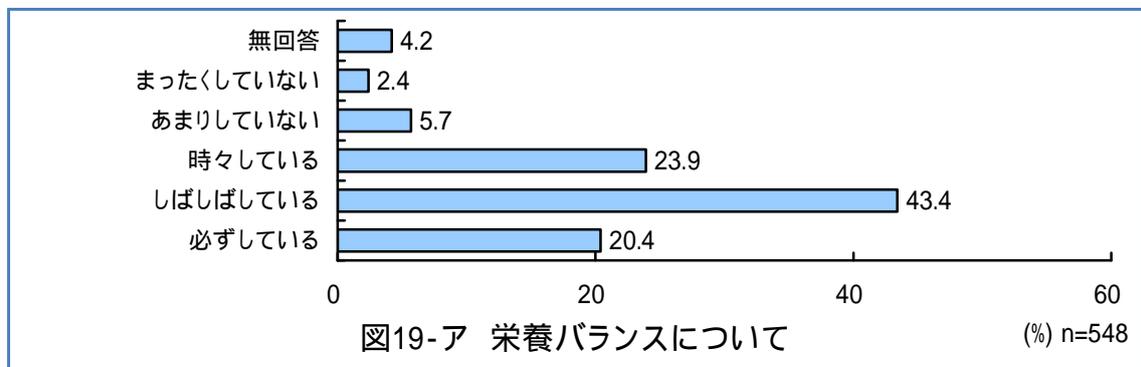
メタボリックシンドロームの言葉と内容について、「言葉も内容も知っている」(50.2%)、「言葉も知っていたし、内容も大体知っていた」(35.6%)の順に多い。また、「言葉も内容も知らなかった」、「言葉は知っていたが内容は知らなかった」は、それぞれ1.3%だった。



問19 家庭（単身世帯を含む）における食育として、次の（ア）から（オ）のそれぞれについてあてはまるものを1つずつお答えください。

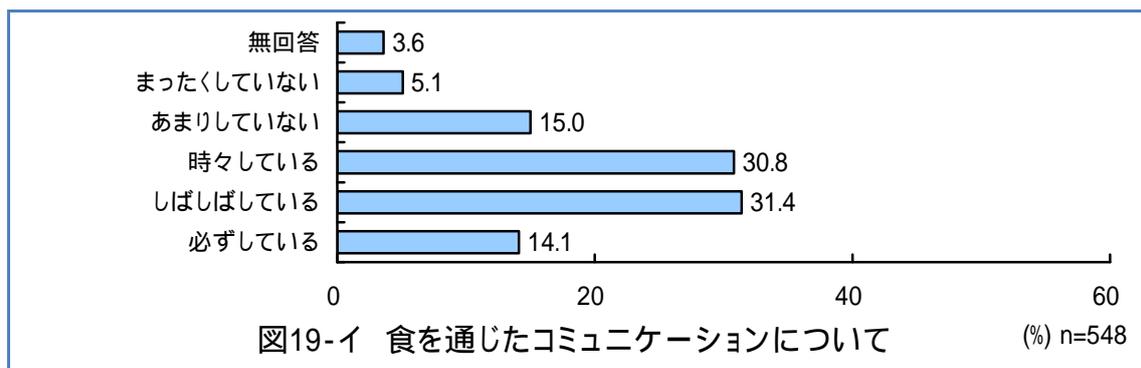
（ア）栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践、野菜摂取量を増やす、油の多いものを控えるなど、栄養バランスに気をつけていますか。（1つに ）

栄養バランスについて、「しばしばしている」（43.4%）「時々している」（23.9%）「必ずしている」（20.4%）の順に多い。また、「あまりしていない」は5.7%、「まったくしていない」は2.4%だった。



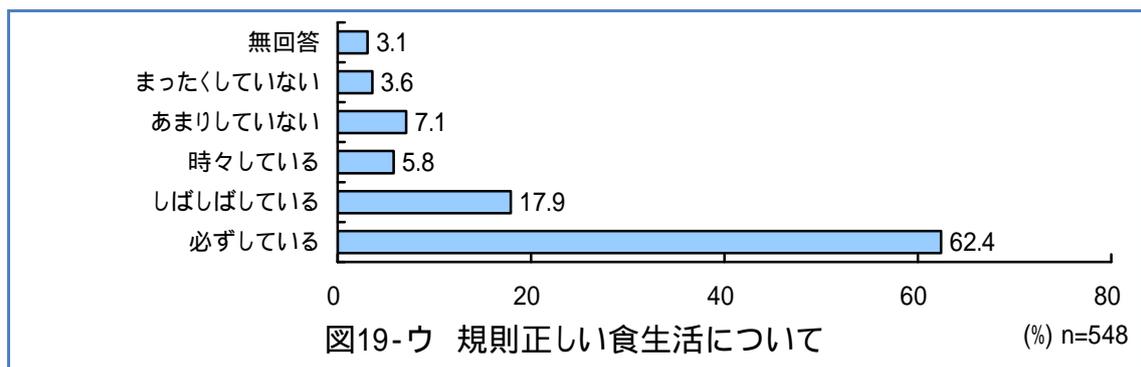
（イ）家庭や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させていますか。（1つに ）

食を通じたコミュニケーションについて、「しばしばしている」（31.4%）「時々している」（30.8%）の順に多い。また、「あまりしていない」は15.0%、「必ずしている」は14.1%だった。



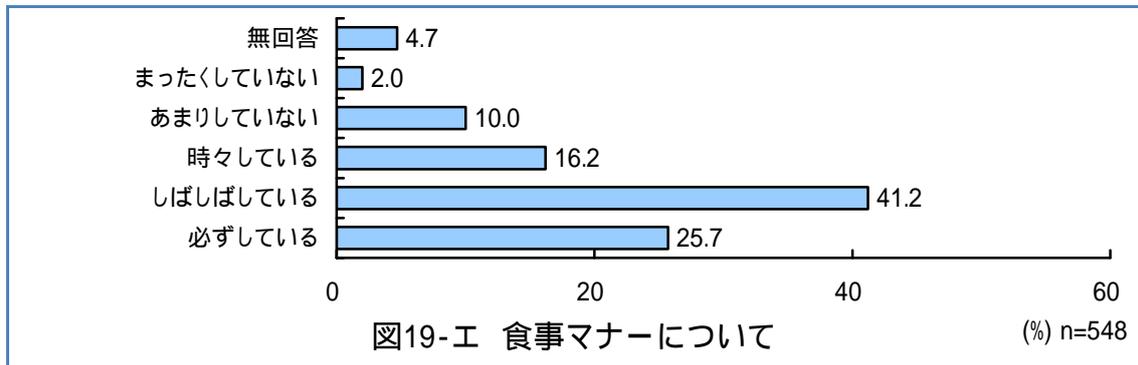
（ウ）毎日朝食を摂るなど規則正しい食生活に努めていますか。（1つに ）

規則正しい食生活について、「必ずしている」が62.4%を占めている。また、「あまりしていない」は7.1%、「まったくしていない」は3.6%だった。



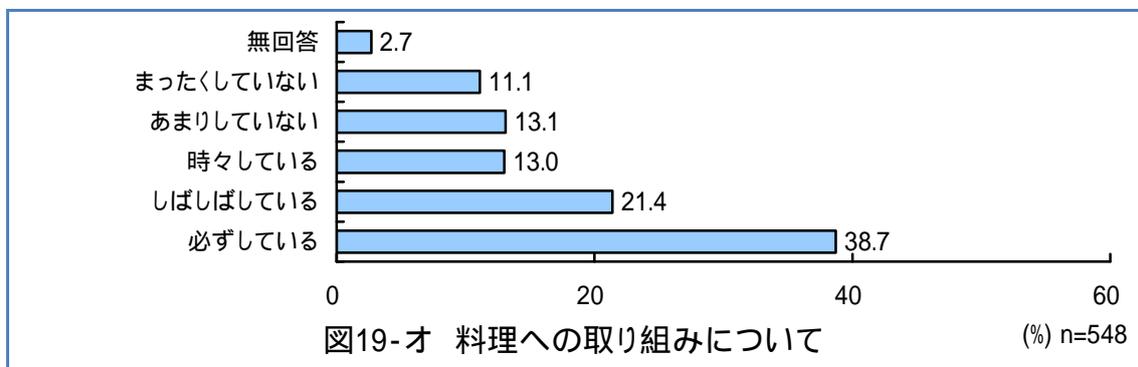
(エ) 食事に関するマナーに気をつけていますか。(1つに)

食に関するマナーについて、「しばしばしている」(41.2%)、「必ずしている」(25.7%)、「時々している」(16.2%)の順に多い。また、「あまりしていない」は10.0%、「まったくしていない」は2.0%だった。



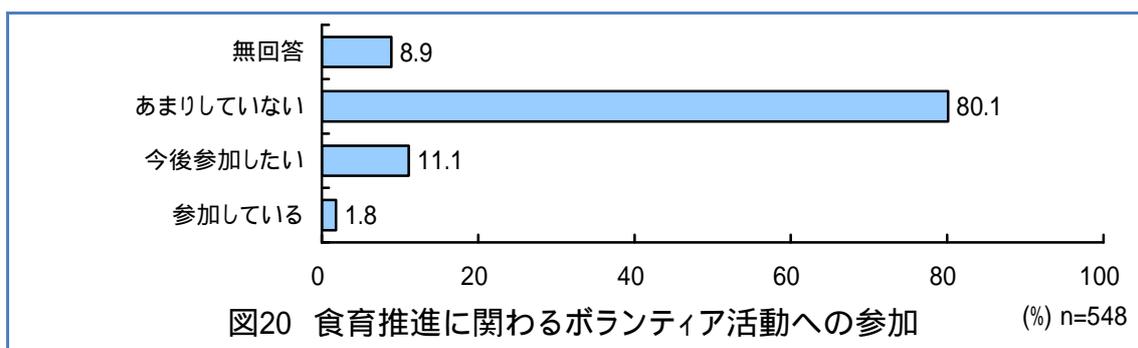
(オ) 自ら料理に取り組んでいますか。(1つに)

料理への取り組みについて、「必ずしている」(38.7%)、「しばしばしている」(21.4%)の順に多い。また、「時々している」は13.0%、「あまりしていない」は10.0%、「まったくしていない」は11.1%だった。



問20 あなたは、食育の推進にかかわるボランティア活動に参加していますか。(1つに)

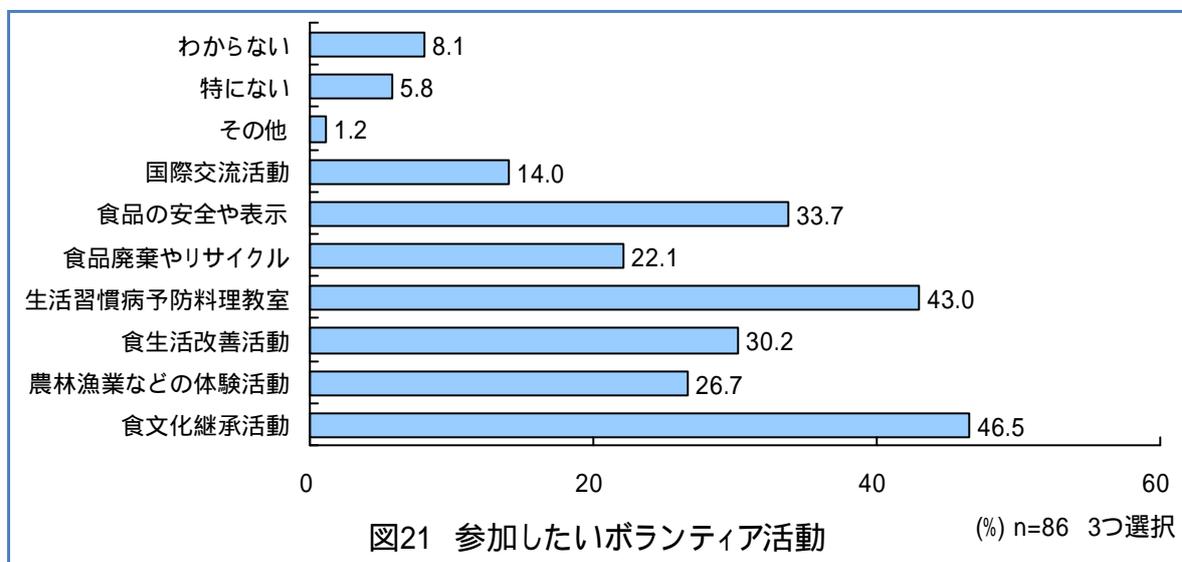
食育に関わるボランティア活動について、「あまりしていない」が80.1%を占めている。また、「今後参加したい」は11.1%、「参加している」は1.8%だった。



問20で「1.参加している」「2.今後参加したい」と答えた方にお聞きします。

問21 どのような食育に関するボランティア活動に参加していますか。または参加したいですか。(この中から3つまで)

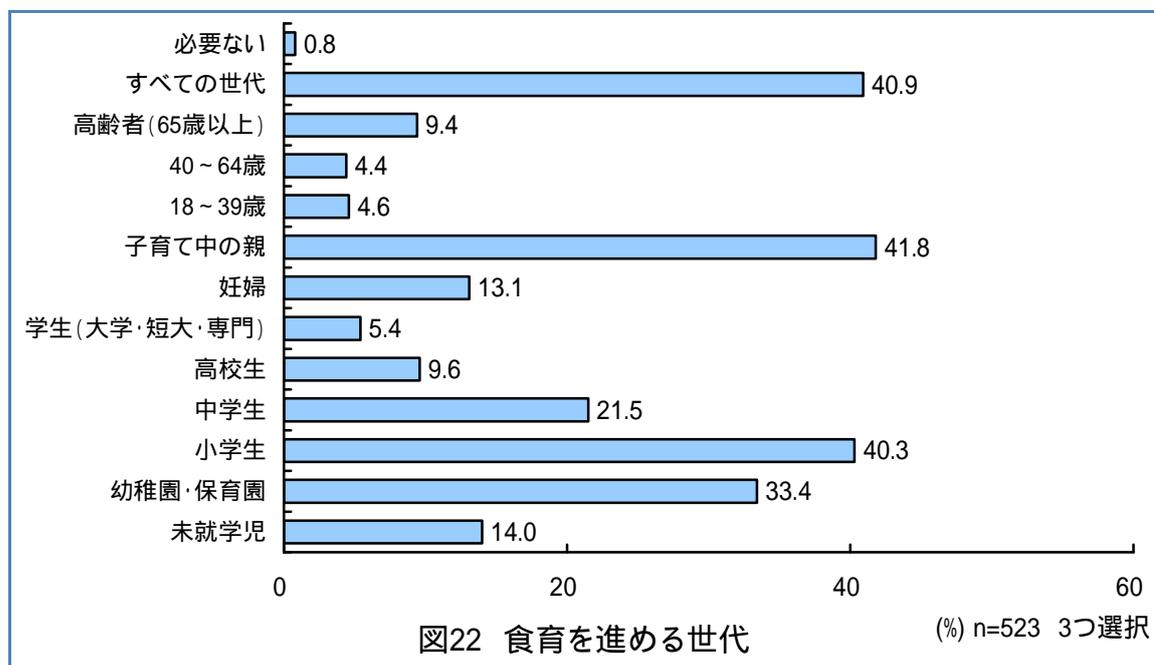
問20で「1.参加している」「2.今後参加したい」への回答者に行った参加したいボランティア活動について、「郷土料理、伝統料理等の食文化継承活動」(46.5%)、「生活習慣病予防などのための料理教室」(43.0%)、「食品の安全や表示に関する活動」(33.7%)の順に多い。



問22 あなたは「食育」についてどの世代を中心に進めるのが良いと思いますか。

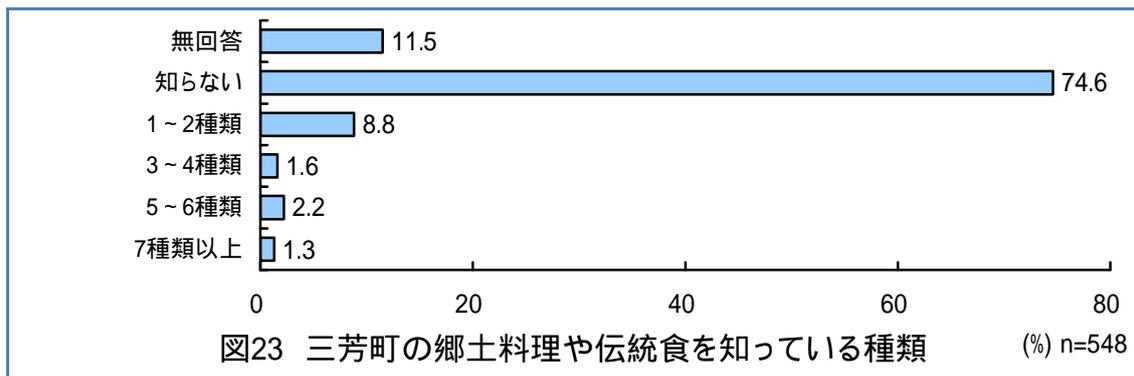
(あてはまるもの3つまでに)

食育を進める世代について、「子育て中の親」(41.8%)、「すべての世代」(40.9%)、「小学生」(40.3%)の順に多い。また、「必要ない」は0.8%、「40~64歳」は4.4%、「18~39歳」は4.6%だった。



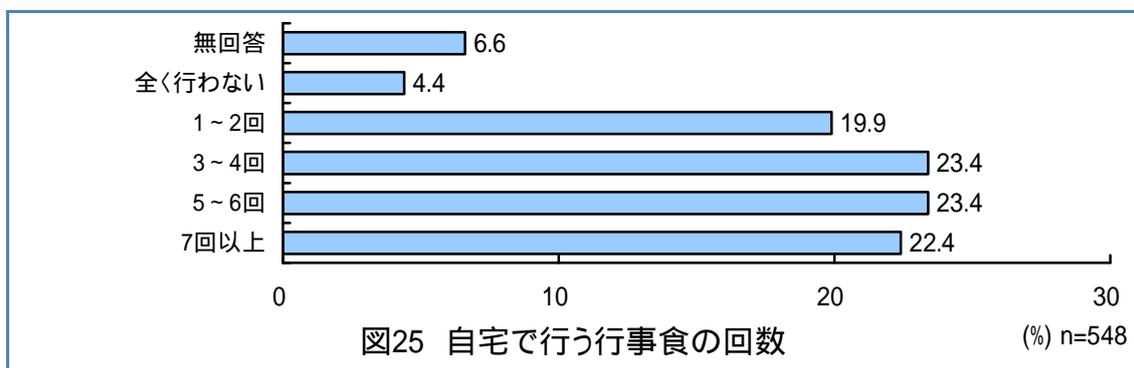
問23 三芳町の主な郷土料理や伝統食を何種類知っていますか。

三芳町の主な郷土料理や伝統食を知っている種類について、「知らない」が74.6%を占めている。



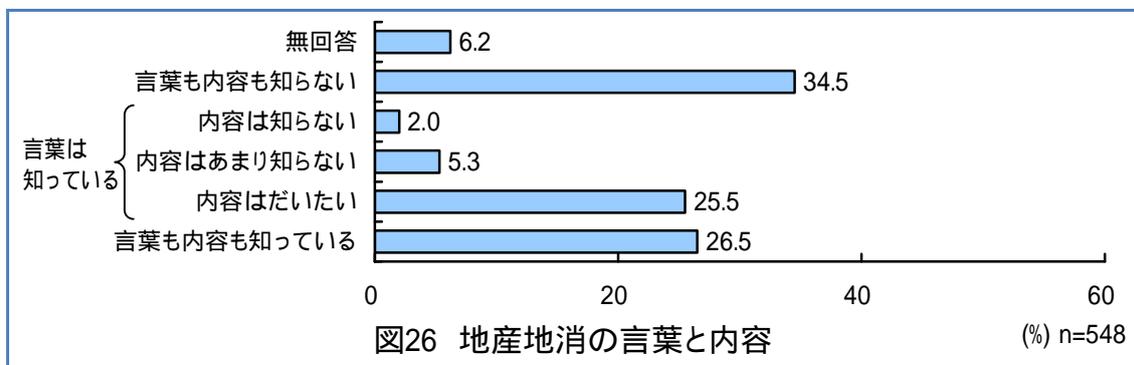
問25 ご自宅で行事食を伴う伝統的な行事を年間にどの程度行っていますか。(1つに)

自宅で行う行事食の回数について、同数の「3~4回」(23.4%)と「5~6回」(23.4%)、「7回以上」(22.4%)、「1~2回」(19.9%)の順だった。また「全く行わない」は4.4%だった。



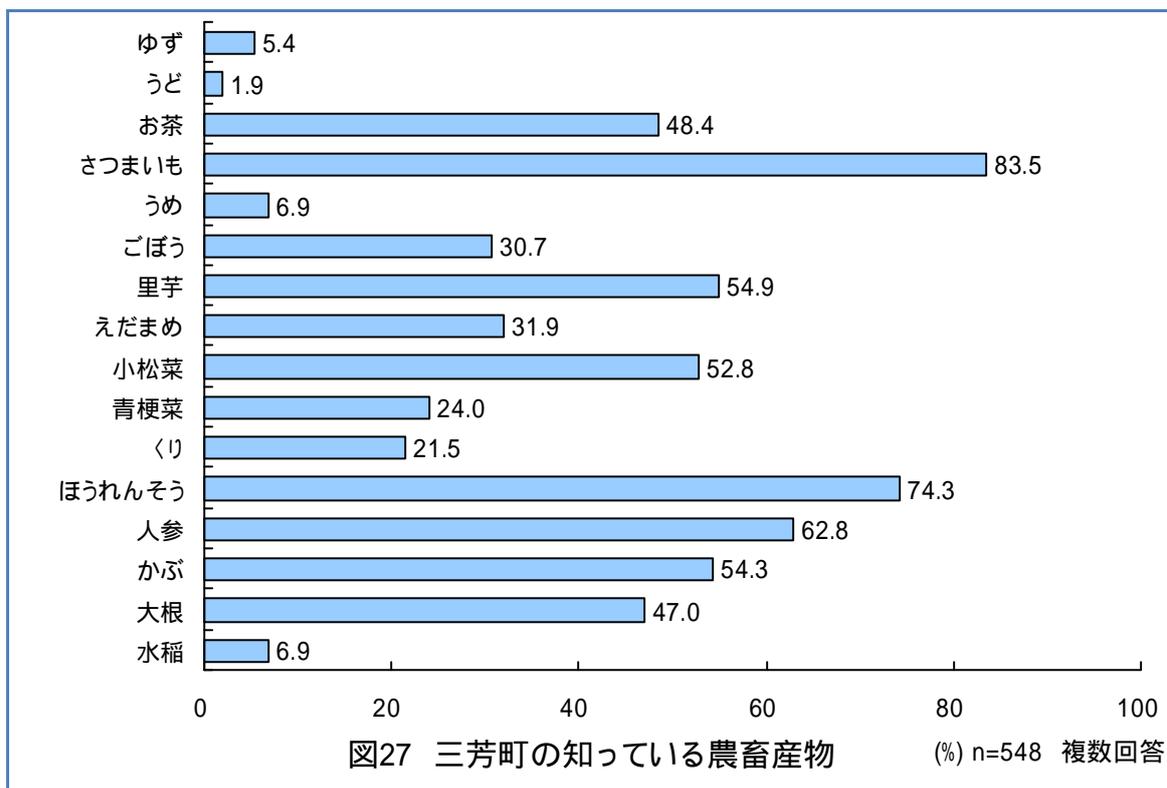
問26 あなたは、「地産地消」という言葉やその意味を知っていますか。(1つに)

地産地消の言葉と内容について、「言葉」を知っているのは59.3%だった。また「内容も知っている」、「大体知っている」を合わせると52.0%だった。



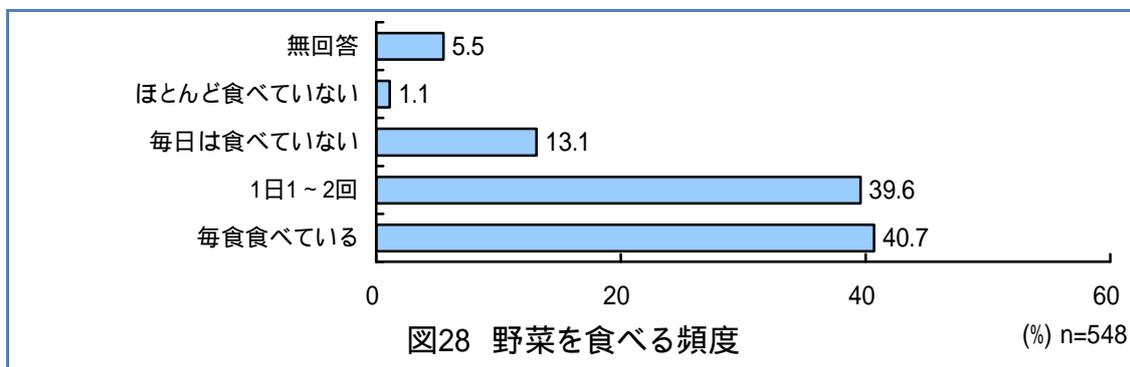
問27 三芳町の主な農畜産物で知っているもの全てに 印をつけてください。

三芳町の知っている農畜産物について、「さつまいも(83.5%)」「ほうれんそう(74.3%)」「人参(62.8%)」の順に多い。



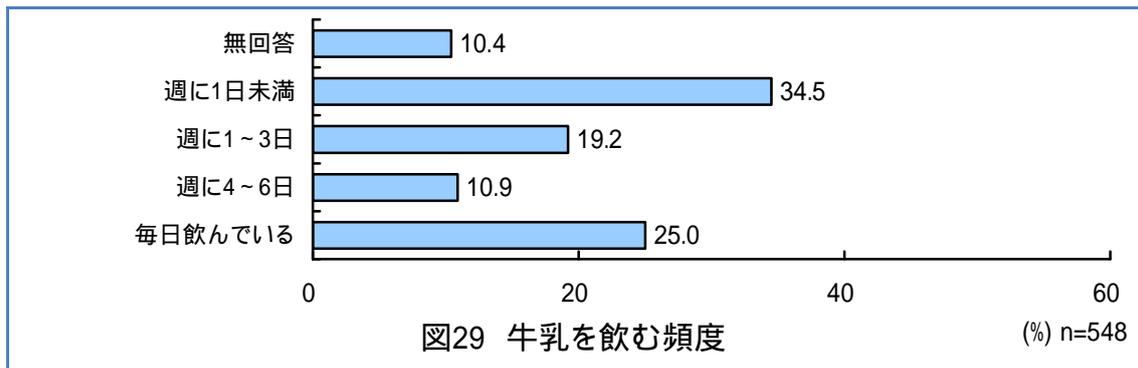
問28 あなたは毎食野菜を食べていますか。(1つに)

野菜について、「毎食食べている」(40.7%)、「1日1~2回食べている」(39.6%)の順に多い。また「ほとんど食べない」は1.1%だった。



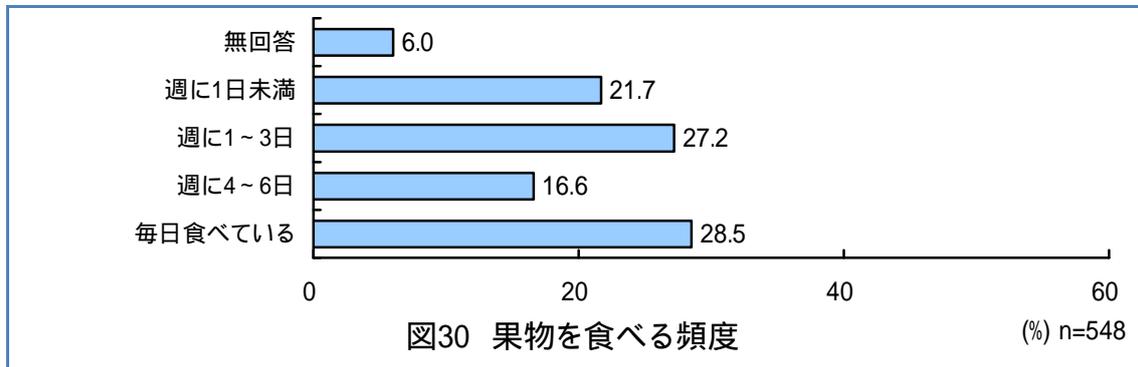
問29 あなたは毎日牛乳を飲んでいますか。(1つに)

牛乳について、「週に1日未満」(34.5%)、「毎日飲んでいる」(25.0%)の順に多い。



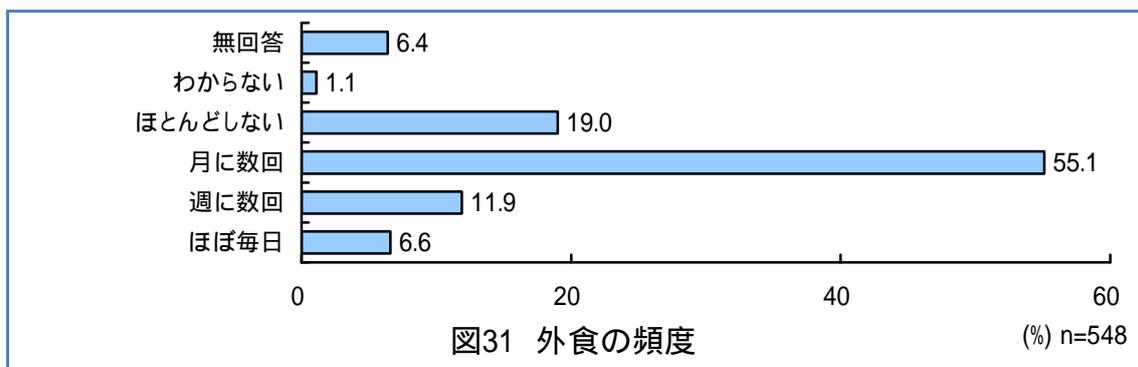
問30 あなたは毎日果物を食べていますか。(1つに)

果物について、「毎日食べている」(28.5%)、「週に1~3日は食べている」(27.2%)の順に多い。



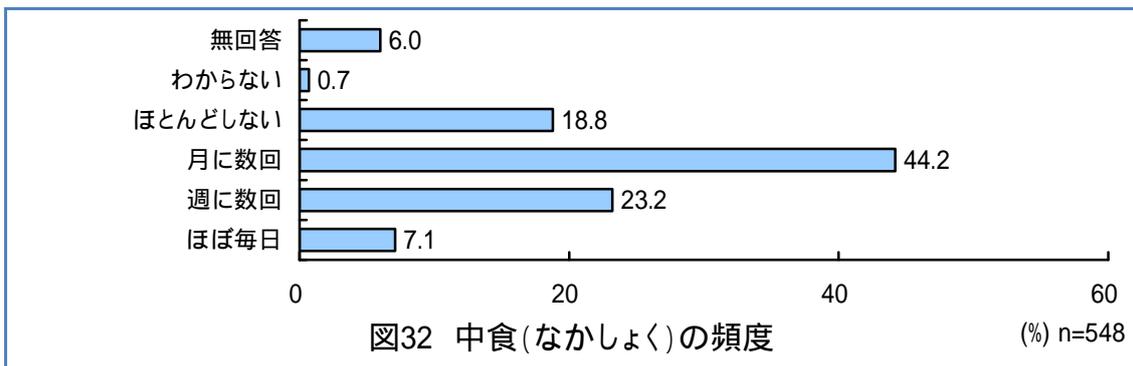
問31 あなたは普段外食をどのくらいしますか。(1つに)

外食の頻度について、「月に数回」が55.1%を占めている。「ほとんどまったくしない」は19.0%、「ほぼ毎日」は6.6%だった。



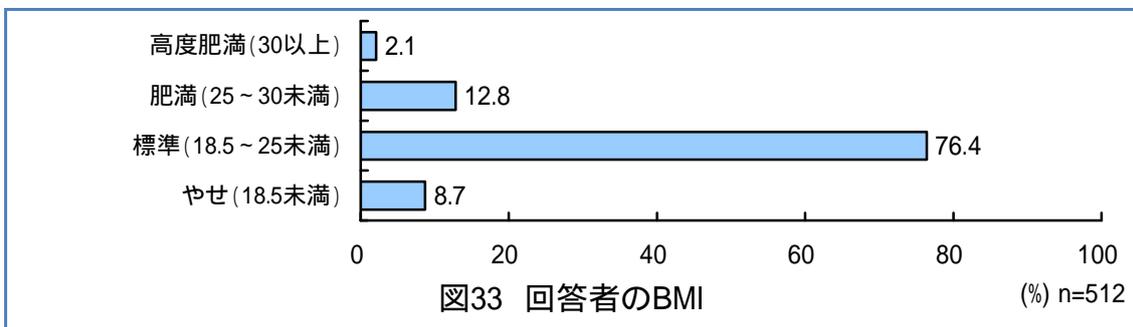
問3 2 あなたは普段中食（なかしょく）をどのくらい利用しますか。（1つに ）

中食の頻度について、「月に数回」が44.2%を占めている。「ほとんどまったくしない」は18.8%、「ほぼ毎日」は7.1%だった。



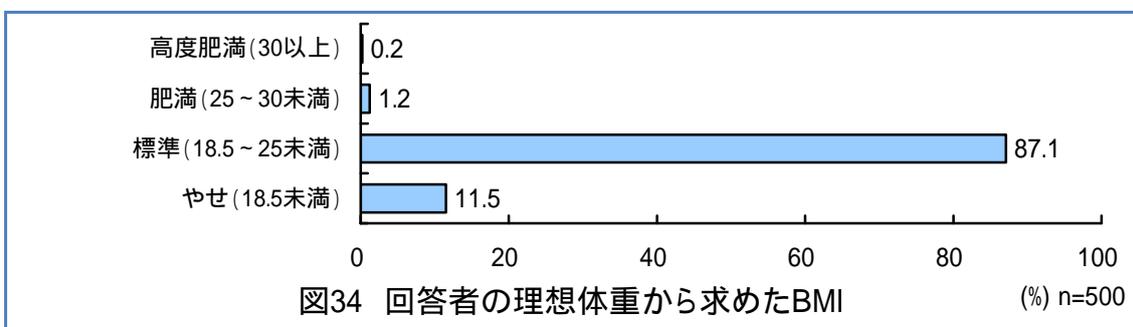
問3 3 あなたの現在の身長と体重をご記入ください。（それぞれ数値で記入）

回答者の身長・体重から得られたBMI（ボディマス指数）について、「標準」が76.3%を占めている。「肥満」は12.8%、「やせ」は8.7%だった。



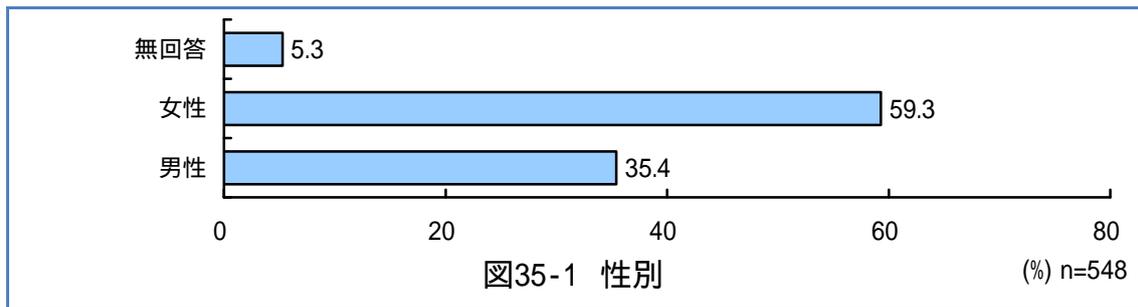
問3 4 あなたの身長であなたが理想と考える体重はどれくらいですか。（数値で記入）

回答者の理想体重から得られたBMIについて、「標準」が87.1%を占めている。「やせ」は11.5%、「肥満」は1.2%だった。

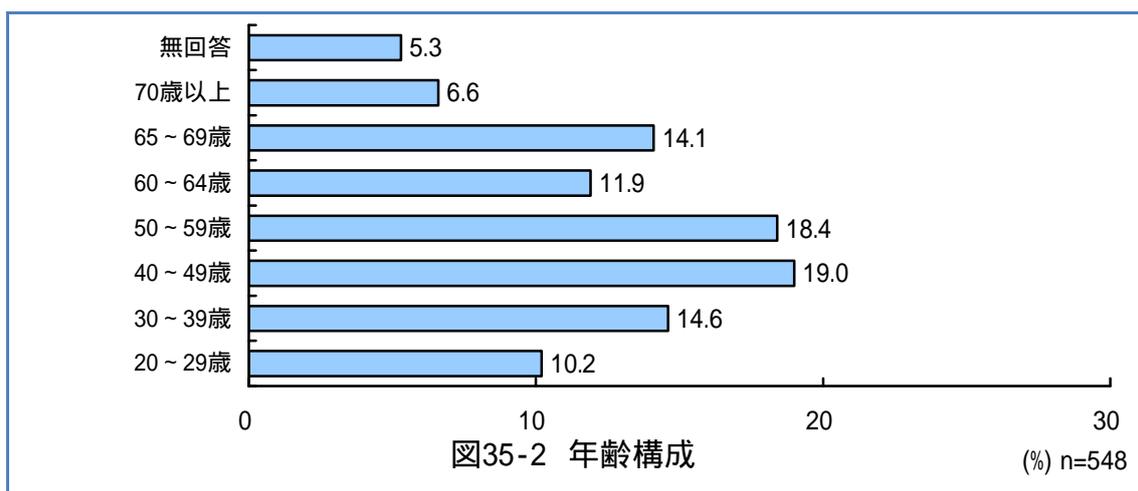


問35 あなた自身についておたずねします。(1つに)

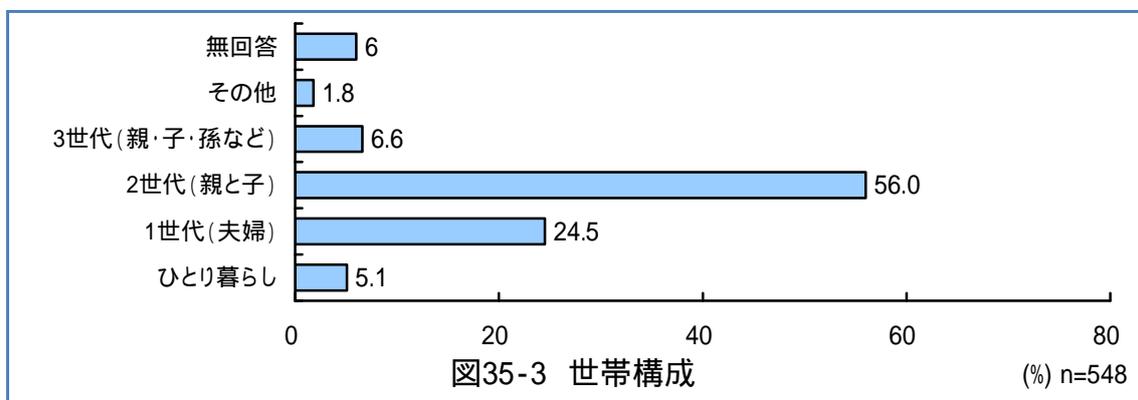
〔性別〕



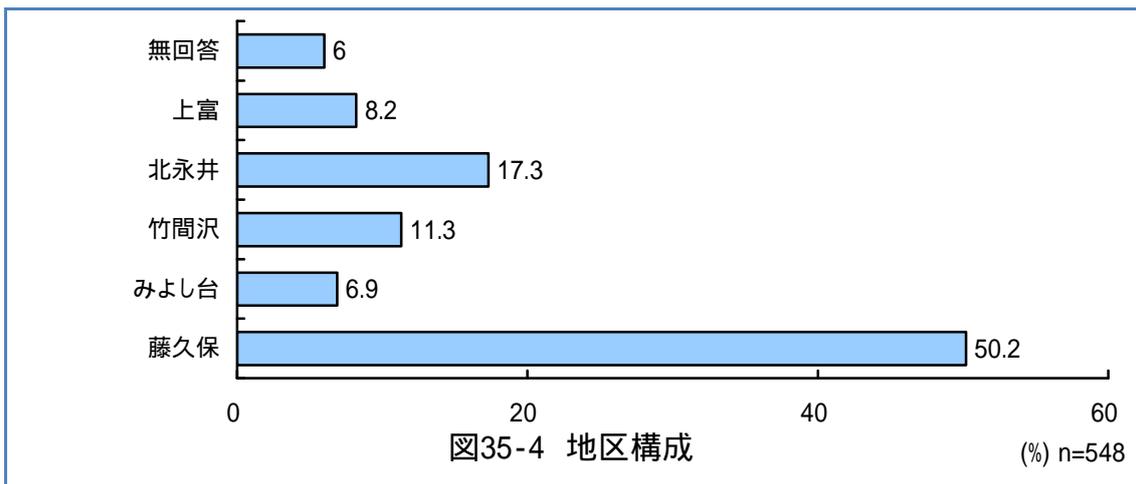
〔年齢構成〕



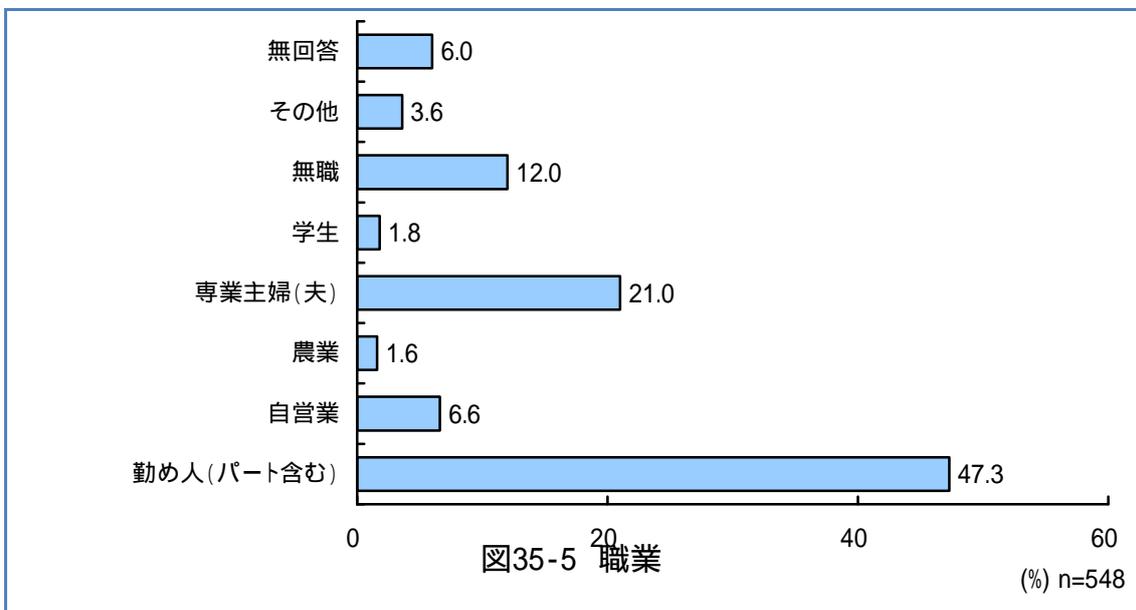
〔世帯構成〕



〔地区構成〕



〔職業〕



三芳町 食に関するアンケート調査 (お願い)

近年、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、伝統的な食文化の危機など、様々な理由から「食育」が注目されています。町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、「食育」の推進について、検討していくことが必要となってまいりました。

このアンケート調査は、こうした食育の推進をより実効のあるものとするために、町民の皆様からのご意見をお聞かせいただき、新しい計画づくりの資料とさせていただくために企画されました。ご回答いただきましたアンケート調査は、すべて統計的に処理し、上記の目的以外に個々に公表することは一切いたしませんので、率直なご意見をお寄せいただければ幸いです。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月

三芳町長 鈴木 英美

【ご記入にあたって】

記入は、平成20年3月1日時点の状況を、原則としてあて名のご本人にお願いします。ただし病気、あるいは高齢などの理由により、あて名ご本人が記入できない場合は、ご家族の方等がご本人の回答として、ご記入ください。

回答には、正解というものはありませんので、他の方と相談する必要はありません。

回答は、あてはまる番号を で囲んでください。お答えが「その他」の場合には、番号を で囲み()に具体的な内容をご記入ください。

アンケート用紙は、平成20年3月24日(月)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

調査についての問い合わせは、下記までお願いします。

〒354-0041 三芳町大字藤久保185番地1 三芳町保健センター

電話 049-258-1236 FAX 049-258-5994

問1 朝食はおいしく食べられますか。(1つに)

1. はい 2. いいえ 3. ときどき 4. 朝食は食べない

問1で「2. いいえ」「3. ときどき」と答えた方にお聞きします。

問2 おいしく食べられない理由はなんですか。(1つに)

1. ねむい 2. 夜遅くまで食べていた 3. 食事時間が不規則
4. ひとりで食べるが多いから 5. その他()

問1で「朝食は食べない」と答えた方にお聞きします。

問3 朝食を食べない理由はなんですか。(1つに)

1. 食欲がないから 2. 太りたくないから 3. 時間がないから
4. いつも食べないから 5. 朝食が用意されていないから 6. よく噛めないから
7. 仕事などで時間が不規則だから 8. 特になし
9. その他()

問4 ふだん家族と食事をしていますか。(と それぞれ1つに)

朝食

1. 家族そろって食べる 2. 家族の誰かと食べる 3. ひとりで食べることが多い
4. ひとりで食べる 5. 食べない 6. その他()

夕食

1. 家族そろって食べる 2. 家族の誰かと食べる 3. ひとりで食べることが多い
4. ひとりで食べる 5. 食べない 6. その他()

問4の と で「1.家族そろって食べる」「2.家族の誰かと食べる」と答えた方にお聞きます。

問5 あなたは食事のときに家族と会話をしますか。(1つに)

1. よくする 2. あまりしない 3. しない

問4で「3. ひとりで食べるが多い」「4. ひとりで食べる」と答えた方にお聞きます。

問6 その主な理由はなんですか。(1つに)

1. 自分が忙しいから 2. 家族との時間があわないから 3. 家族で食べる習慣がないから
4. ひとりで食べたいから 5. ひとり暮らしだから 6. 特に理由はない
7. その他()

問7 あなたは食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。

(1つに)

1. 必ずしている 2. しばしばしている 3. 時々している
4. あまりしていない 5. まったくしていない

問8 あなたは、食べ残しを減らす努力をしていますか。(1つに)

1. 必ずしている 2. しばしばしている 3. 時々している
4. あまりしていない 5. まったくしていない

問9 食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄が発生していることに関して、日ごろから「もったいない」と感じるがありますか。(1つに)

1. いつも感じている 2. しばしば感じている 3. 時々感じている
4. あまり感じていない 5. まったく感じていない

問10 あなたは「食育」という言葉やその意味を知っていますか。(1つに)

「食育」とは「食」をめぐる状況の変化に伴う様々な問題の対処、その解決を目指した取組みが食育です。

食育は生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てるものとして食育の推進が求められるとされています。そして、このような食育の推進に当たっては、健全な食生活の実践として単なる食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮すること等が求められています。

1. 言葉も内容も知っている 2. 言葉も知っていたし、内容も大体知っていた
3. 言葉は知っていたが、内容はあまり知らなかった
4. 言葉は知っていたが、内容は知らなかった 5. 言葉も内容も知らなかった

問11 あなたは、「食育」に関心がありますか。(1つに)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 関心がある | 2. どちらかといえば関心がある |
| 3. どちらかといえば関心がない | 4. 関心がない |
| | 5. わからない |

問11で「1.関心がある」「2.どちらかといえば関心がある」と答えた方にお聞きします。

問12 あなたが「食育」に関心がある理由は何ですか。(この中から3つまで)

1. 子どもの心身の健全な発育のために必要だから
2. 食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)が問題になっているから
3. 肥満ややせすぎが問題になっているから
4. 生活習慣病(がん、糖尿病等)の増加が問題になっているから
5. BSEの発生など、食品の安全確保が重要だから
6. 食にまつわる地域の文化や伝統を守ることが重要だから
7. 食料を海外からの輸入に依存しすぎることが問題だから
8. 消費者と生産者間の交流や信頼が足りないと思うから
9. 有機農業など自然環境と調和した食料生産が重要だから
10. 大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だから
11. 自然の恩恵や食に対する感謝の念が薄れているから
12. その他()
13. 特になし
14. わからない

問13 あなたは、日頃から「食育」を何らかの形で実践していますか。(1つに)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 積極的にしている | 2. できるだけするようにしている |
| 3. あまりしていない | 4. したいと思っているが、実際にはしていない |
| 5. したいとは思わないし、していない | 6. わからない |

問13で「3.あまりしていない」「4.したいと思っているが、実際にはしていない」「5.したいとは思わないし、していない」と答えた方にお聞きします。

問14 あなたが「食育」を実践していない理由は何ですか。(この中から3つまで)

1. 自分や家族の食事や食生活に関心がないから
2. 食事や食生活への関心はあるが、他のこと(仕事、趣味等)で忙しいから
3. 食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから
4. 食事や食生活を特に意識しなくても問題はないから
5. 「食育」自体についてよく知らないから
6. 活動や行動をしたくても情報が入手できないから
7. その他()
8. 特になし
9. わからない

問15 食育には様々な内容が含まれますが、どの分野を重点的に取り組んだらよいと思いますか。(あてはまるもの3つまでに)

1. 食生活・食習慣の改善
2. 食品の安全性に関する理解
3. 食を通じたコミュニケーション
4. 食事に関するあいさつの旅行や作法の習得
5. 自然の恩恵や生産者等への感謝・理解、農林漁業等に関する体験活動
6. 環境との調和、食品廃棄の削減や食品リサイクルに関する活動
7. 郷土料理、伝統料理等の優れた食文化の継承
8. その他()
9. 特にない
10. わからない

問16 あなたは「食事バランスガイド」という言葉やその内容を知っていますか。(1つに)

「食事バランスガイド」とは「何を」「どれだけ」食べたらよいかを分かりやすくコマで示したものです。健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」(平成12年3月)を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省により決定されました。「食事の基本」を身につけるための望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示しています。

1. 言葉も内容も知っている
2. 言葉も知っていたし、内容も大体知っていた
3. 言葉は知っていたが、内容はあまり知らなかった
4. 言葉は知っていたが、内容は知らなかった
5. 言葉も内容も知らなかった

問17 あなたは、日ごろの健全な食生活を実践するため、「食事バランスガイド」等を参考にしていますか。(1つに)

1. いつも参考にしている
2. だいたい参考にしている
3. 時々参考にしている
4. あまり参考にしていない
5. 参考にしていない

問18 あなたは、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」という言葉やその意味を知っていますか。(1つに)

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)とは「内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態」のことです。

1. 言葉も意味も知っている
2. 言葉も知っていたし、意味も大体知っていた
3. 言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった
4. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
5. 言葉も意味も知らなかった

問19 家庭(単身世帯を含む)における食育として、次の(ア)から(オ)のそれぞれについてあてはまるものを1つずつお答えください。

(ア) 栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践、野菜摂取量を増やす、油の多いものを控えるなど、栄養バランスに気をつけていますか。(1つに)

1. 必ずしている
2. しばしばしている
3. 時々している
4. あまりしていない
5. まったくしていない

(イ) 家庭や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させていますか。(1つに)

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 1. 必ずしている | 2. しばしばしている | 3. 時々している |
| 4. あまりしていない | 5. まったくしていない | |

(ウ) 毎日朝食を摂るなど規則正しい食生活に努めていますか。(1つに)

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 1. 必ずしている | 2. しばしばしている | 3. 時々している |
| 4. あまりしていない | 5. まったくしていない | |

(エ) 食事に関するマナーに気をつけていますか。(1つに)

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 1. 必ずしている | 2. しばしばしている | 3. 時々している |
| 4. あまりしていない | 5. まったくしていない | |

(オ) 自ら料理に取り組んでいますか。(1つに)

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 1. 必ずしている | 2. しばしばしている | 3. 時々している |
| 4. あまりしていない | 5. まったくしていない | |

問20 あなたは、食育の推進にかかわるボランティア活動に参加していますか。(1つに)

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| 1. 参加している | 2. 今後参加したい | 3. あまりしていない |
|-----------|------------|-------------|

問20で「1.参加している」「2.今後参加したい」と答えた方にお聞きします。

問21 どのような食育に関するボランティア活動に参加していますか。または参加したいですか。(この中から3つまで)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 郷土料理、伝統料理等の食文化継承活動 | 2. 農林漁業などに関する体験活動 |
| 3. 食生活の改善に関する活動 | 4. 生活習慣病予防などのための料理教室 |
| 5. 食品廃棄や食品リサイクルに関する活動 | 6. 食品の安全や表示に関する活動 |
| 7. 食育に関する国際交流活動 | 8. その他() |
| 9. 特になし | 10. わからない |

問22 あなたは「食育」についてどの世代を中心に進めるのが良いと思いますか。(あてはまるもの3つまでに)

- | | | |
|------------|----------------|---------------------|
| 1. 未就園児 | 2. 幼稚園・保育園 | 3. 小学生 |
| 4. 中学生 | 5. 高校生 | 6. 学生(大学、短大、専門学校生等) |
| 7. 妊婦 | 8. 子育て中の親 | 9. 18~39歳 |
| 10. 40~64歳 | 11. 高齢者(65歳以上) | 12. すべての世代 |
| 13. 必要ない | | |

わが国は、四季折々の様々な食材に恵まれ、長い年月を経て地域と結びついた郷土料理、伝統食、行事食、配膳方法、所作などの食文化が形成されてきました。

問23 三芳町の主な郷土料理や伝統食を何種類知っていますか。

1. 7種類以上 2. 5～6種類 3. 3～4種類 4. 1～2種類 5. 知らない

問23で「1. 7種類以上」「2. 5～6種類」「3. 3～4種類」「4. 1～2種類」と答えた方にお聞きします。

問24 あなたの知っている三芳町の主な「郷土料理」や「伝統食」を教えてください。

伝統的な行事と行事食の一般的な例示として次のようなものがあります。

- | | | |
|----------------------|---------------|--------------|
| 正月（1月：おせち・お雑煮・七草がゆ等） | 節分（2月：まめ等） | |
| 桃の節句（3月：ひな菓子・五目すし等） | 春分の日（3月：ぼた餅等） | |
| 端午の節句（5月：ちまき・かしわ餅等） | 七夕（7月：素麺等） | |
| 土用（7月：うなぎ・もち等） | お盆（8月：団子等） | |
| 十五夜（9月：月見団子等） | 秋分の日（9月：おはぎ等） | |
| 七五三（11月：千歳飴等） | 冬至（12月：かぼちゃ等） | 大晦日（12月：そば等） |

問25 ご自宅で行事食を伴う伝統的な行事を年間どの程度行っていますか。（1つに ）

1. 7回以上 2. 5～6回 3. 3～4回 4. 1～2回 5. 全く行わない

問26 あなたは、「地産地消」という言葉やその意味を知っていますか。（1つに ）

「地産地消」とは地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することです。

1. 言葉も意味も知っている 2. 言葉も知っていたし、意味も大体知っていた
3. 言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった
4. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった 5. 言葉も意味も知らなかった

問27 三芳町の主な農畜産物で知っているもの全てに 印をつけてください。

資料：埼玉県の農産物 収穫量ランキング参照

《埼玉県農林水産統計年報（平成15年～16年）》《市町村調べ》等による

（ ）は埼玉県の全国順位を明記

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| 1. 水稻（17位） | 2. だいこん（21位） | 3. かぶ（2位） |
| 4. にんじん（7位） | 5. ほうれんそう（2位） | 6. くり（5位） |
| 7. ちんげんさい（5位） | 8. こまつな（1位） | 9. えだまめ（4位） |
| 10. さといも（3位） | 11. ごぼう | 12. うめ（20位） |
| 13. さつまいも（13位） | 14. お茶（12位） | 15. うど |
| 16. ゆず | | |

問28 あなたは毎食野菜を食べていますか。(1つに)

1. 毎食食べている 2. 1日1~2回食べている 3. 毎日は食べていない
4. ほとんど、食べていない

問29 あなたは毎日牛乳を飲んでますか。(1つに)

1. 毎日飲んでいる 2. 週に4~6日は飲んでいる 3. 週に1~3日は飲んでいる
4. 週に1日未満

問30 あなたは毎日果物を食べていますか。(1つに)

1. 毎日食べている 2. 週に4~6日は食べている 3. 週に1~3日は食べている
4. 週に1日未満

問31 あなたは普段外食をどのくらいしますか。(1つに)

1. ほぼ毎日 2. 週に数回 3. 月に数回 4. ほとんど、まったくしない 5. わからない

問32 あなたは普段中食(なかしょく)をどのくらい利用しますか。(1つに)

中食(なかしょく)とは、外食と家庭での料理の中間にあるものとして、惣菜や弁当などを買って家庭で食べるような食品、調理済みパンなどの製造販売食品を指しています。

1. ほぼ毎日 2. 週に数回 3. 月に数回 4. ほとんど、まったくしない 5. わからない

問33 あなたの現在の身長と体重をご記入ください。(それぞれ数値で記入)

身長 _____ cmくらい 体重 _____ kgくらい

問34 あなたの身長であなたが理想と考える体重はどれくらいですか。(数値で記入)

体重 _____ kgくらい

問35 あなた自身についておたずねします。(1つに)

性別	1. 男性	2. 女性			
年齢	20~29歳	30~39歳	40~49歳		
	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	
世帯構成	1. ひとり暮らし		2. 1世代世帯(夫婦のみ)		
	3. 2世代世帯(親と子など)		4. 3世代世帯(親と子、孫など)		
	5. その他()				
お住まいの地区	1. 藤久保	2. みよし台	3. 竹間沢	4. 北永井	5. 上富
職業	1. 勤め人(パート含む)		2. 自営業	3. 農業	
	4. 専業主婦(夫)		5. 学生	6. 無職	
	7. その他()				

三芳町の食育について、ご意見やご要望などがございましたら、自由にお書きください。

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

なお、同封の返信用封筒に入れ、3月24日（月曜日）までにお送りください。

資料3 三芳町食育推進検討会議設置要綱

平成20年9月30日

告示第233号

(設置)

第1条 三芳町における食育を総合的に推進するための計画及び食育の推進に関する事項について検討するため、三芳町食育推進検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食育推進計画の作成をすること。
- (2) 食育の推進に関する施策の実施を推進すること。
- (3) 食育の推進に関する重要事項を審議すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内をもって組織し、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 会長、副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は会長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料4 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

公布：平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号

施行：平成 17 年 7 月 15 日

目次

前文
第一章 総則（第一条 第十五条）
第二章 食育推進基本計画等（第十六条 第十八条）
第三章 基本的施策（第十九条 第二十五条）
第四章 食育推進会議等（第二十六条 第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調

和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下

「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県

食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機

関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動に

についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができ

る。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」

を「食育推進会議 食育基本法

少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

資料 5 食育推進基本計画の概要

平成 18 年 3 月決定

内閣府ホームページより <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/digest.pdf>

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）

1. 食育に関心を持っている国民の割合の増加

70%（平成17年度） 90%以上

2. 朝食を欠食する国民の割合の減少

小学生 4%（平成12年度） 0%

20歳代男性 30%、30歳代男性 23%（平成15年度） いずれも 15%以下

3. 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

21%（平成16年度、食材数ベース） 30%以上

4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

60%以上

5. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加

80%以上

6. 食育の推進に関わるボランティアの数の増加

現状値の20%以上増加

7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

42% 60%以上

8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

60%以上

9. 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

都道府県 100%、市町村 50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用

妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階

に応じた栄養指導等

栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等
青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

食育月間の設定・実施

食育月間の設定（毎年6月）による重点的・効果的な運動等

継続的な食育推進運動

食育の日の設定（毎月19日）による継続的運動、キャッチフレーズの活用等

各種団体等との連携・協力体制の確立

団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等

民間の取組に対する表彰の実施

民間の食育活動に関する表彰の実施

国民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等

食育に関する国民の理解の増進

世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等

ボランティア活動への支援

ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等

子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等

農林漁業者等による食育推進

農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等

地産地消の推進

地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等

バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等

専門調理師等の活用における取組

高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用

関連情報の収集と発信

食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信

知的財産立国への取組との連携

食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

リスクコミュニケーションの充実

リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発

食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等

基礎的な調査・研究等の実施

国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等

食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等

地方公共団体等における取組の促進

地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
食育の海外展開と海外調査の推進

食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等
国際的な情報交換等

海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

この計画は、埼玉県より「平成 20 年度教育ファーム運営協議会支援事業費」の助成を受けています。よって「三芳町教育ファーム推進計画」を含むとします。

三芳町食育推進計画 平成 21 年 3 月発行

三芳町健康福祉課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話 049-258-0019 (代表)

〔健康福祉課保健センター〕

〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 185 番地 1

電話 049-258-1236

